

建設副産物の手引き（概要版）

目次

埼玉県建設副産物対策協議会

制定 平成 10 年 11 月

改正 平成 15 年 2 月

改正 平成 17 年 3 月

改正 平成 20 年 1 月

改正 平成 23 年 11 月

修正 平成 25 年 10 月

修正 平成 26 年 4 月

改正 平成 30 年 4 月

改正 平成 31 年 1 月

改正 令和 4 年 6 月

改正 令和 5 年 1 月

第 1 章 基本的考え方	1181
1-1 ねらい	1181
1-2 建設副産物と関係法令	1181
1-3 適用と基本方針	1185
1-4 リサイクルの目標	1186
第 2 章 建設発生土	1189
2-1 建設発生土工事間利用に向けて	1189
2-2 建設発生土搬出・搬入フロー	1197
第 3 章 アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材	1199
3-1 特定建設資材の再資源化に向けて	1199
3-2 特定建設資材搬出・搬入フロー	1207
第 4 章 建設汚泥	1209
4-1 建設汚泥のリサイクル	1209
4-2 建設汚泥搬出フロー	1217
第 5 章 特記仕様書等	1218

5-1	特記仕様書記載例（共通部分）	1218
5-2	特記仕様書記載例（建設発生土）	1220
5-3	特記仕様書記載例（建設汚泥）	1222
5-4	特記仕様書記載例（舗装版切断時に発生する濁水の処理）	1225
5-5	建設リサイクル法に伴う標準請負契約書	1227
5-6	建設リサイクル法に係る注意事項	1228

第1章 基本的考え方

1-1 ねらい

埼玉県では、平成6年12月に「埼玉県環境基本条例」を制定し、基本理念として「健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会の構築を目指す」こととしている。

このため、埼玉県建設副産物対策協議会では、公共工事の発注担当者が、工事の計画・設計、積算、施工段階で建設副産物の適正な取扱いを行うため、建設リサイクルの取組に関する基本的な考え方をまとめた「建設副産物の手引き」を作成し、公共事業の円滑な推進と環境の保全に努めてきた。

その後、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下、建設リサイクル法という。）や関係する法令の施行など、建設リサイクルに関する制度が整備され、建設廃棄物全体の再資源化・縮減は、全体的な底上げが進み、維持・安定期に入ってきたと考えられる。

このような状況の中、国土交通省において「建設リサイクル推進計画2020」が策定され、今後のリサイクルの質の向上に向けて、目標値に代えて、維持するべき基準として新たに建設リサイクルに関する達成基準値を設定するなどしたことから、本手引きを改定し、更に資源循環型の建設事業を目指すこととする。

1-2 建設副産物と関係法令

建設副産物と再生資源及び廃棄物との関係、建設副産物の具体例は、それぞれ図1-1、図1-2のとおりである。

また、循環型社会の形成の推進のための法体系は、図1-3のとおりである。

建設リサイクル法では、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材を特定建設資材廃棄物として、再資源化等を義務づけている。

資源有効利用促進法では、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材を指定副産物とし、再生資源として利用を促進することが特に必要なものとしている。

廃棄物には、廃棄物処理法が適用され、適正な処理等が必要である。

・建設副産物とは、建設工事に伴い副次的に生ずる物品であり、再生資源及び廃棄物を含む。

・再生資源とは、建設副産物のうち有用なものであって原材料として利用できるもの又はその可能性のあるものである。

・特定建設資材とは、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリートの4種類の建設資材であり、特定建設資材廃棄物は、特定建設資材が廃棄物となったものである。

・建設発生土は、廃棄物処理法上の廃棄物ではないので注意が必要である。

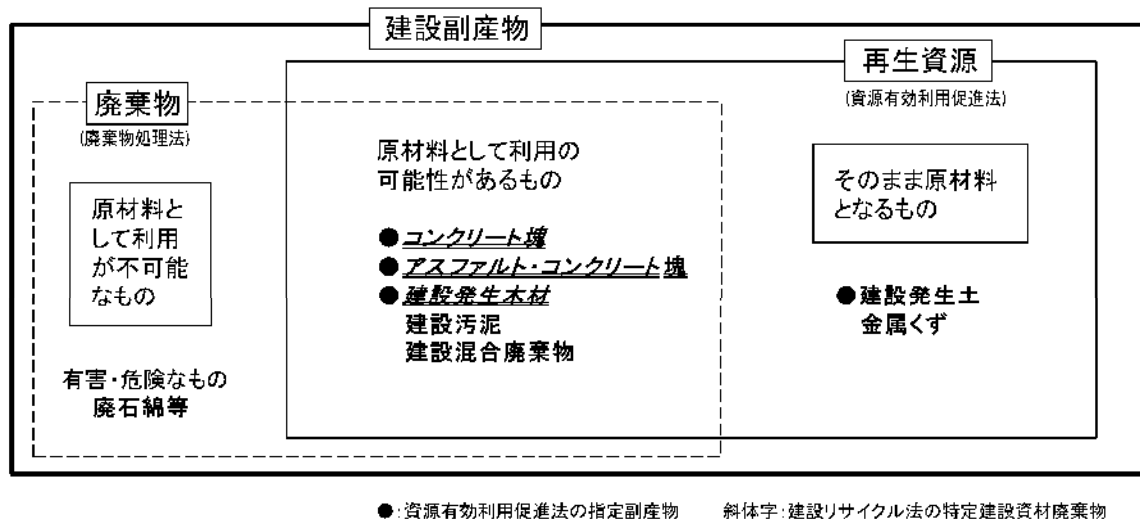


図1-1 建設副産物と再生資源及び廃棄物との関係

本手引きの第2章～第4章では、工事着手前等に再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）の作成が必要となる条件（工事規模、請負金額等）を記載している。それぞれに共通する基本的な考え方は次のとおりである。

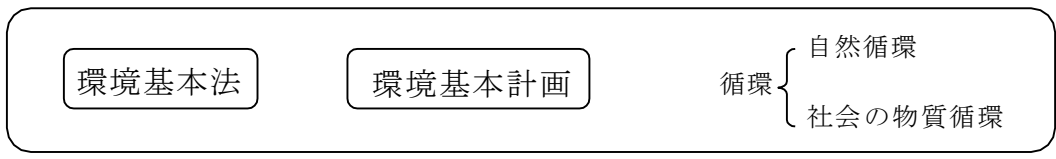
- ※ 資源有効利用促進法では、指定副産物が一定規模以上利用又は発生する工事においては、あらかじめ再生資源利用〔促進〕計画書を作成し、完成後は速やかに再生資源利用〔促進〕実施書の実施状況を記録し、1年間保存することを義務づけている。
- ※ 建設資材（生コンクリート、木製資材）及び建設廃棄物（建設汚泥、金属くず、紙くず、廃プラスチック類、廃塩化ビニル管・継手、廃石膏ボード、その他の分別された廃棄物、建設混合廃棄物）は、資源有効利用促進法で指定副産物に定められた品目ではないが、調査対象となる工事の中でこれらの品目が利用又は発生する場合には、あわせて実施状況を記録するものとする。
- ※ なお、埼玉県では、建設副産物実態調査において、大規模センサスに準じて資源有効利用促進法に定められた一定規模以上に該当する工事として、請負金額 100万円以上の工事全てを対象としているため、「再生資源利用計画書（実施書）」「再生資源利用促進計画書（実施書）」についても同様の扱いとする。



図1-2 建設副産物の具体例

なお、図1-2の「建設廃棄物」とは、建設副産物のうち、廃棄物処理法第2条に規定する廃棄物に該当するものをいい、一般廃棄物と産業廃棄物の両者を含むものである。

また、河川の浚渫等に伴って生じる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではないため取扱いには注意すること。

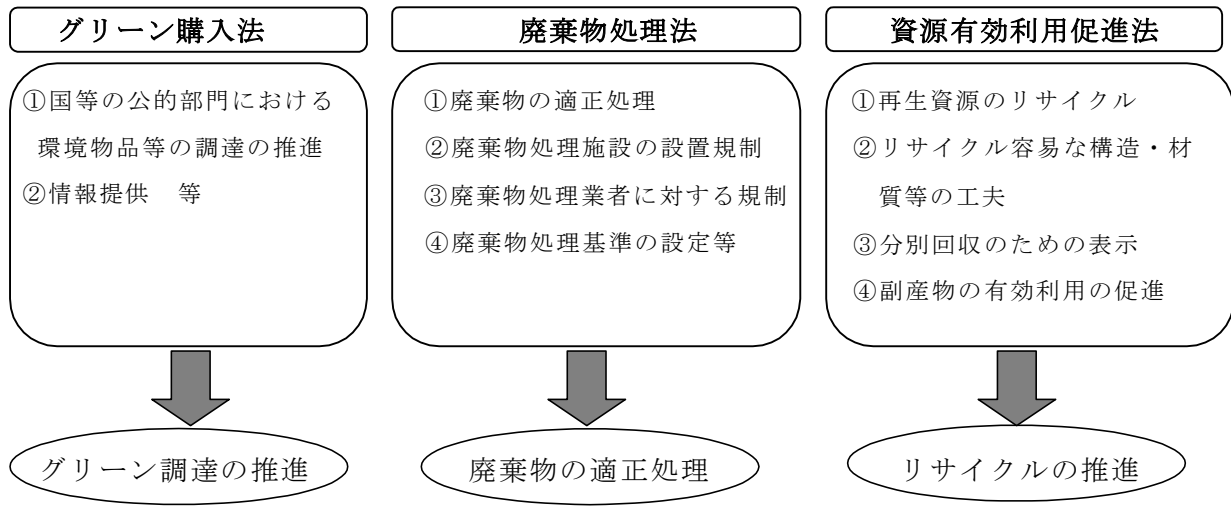


循環型社会形成推進基本法（基本的枠組み法）

○ 基本原則 ○ 国、地方公共団体、事業者、国民の責任 ○ 国の施策

『循環型社会形成推進基本計画：循環型社会の形成に関する国の基本計画』

一般的な仕組みの確立



個別物品毎の規制	容器包装リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> ● 容器包装の市町村による収集 ● 容器包装の製造・利用業者による再資源化
	家電リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> ● 廃家電を小売店が消費者より引取 ● 製造業者等による再商品化
	建設リサイクル法	対象建設工事の受注者による、 <ul style="list-style-type: none"> ● 建築物等の分別解体 ● 特定建設資材廃棄物の再資源化等の義務付け
	食品リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> ● 食品の製造・加工・販売業者が食品廃棄物の再資源化
	自動車リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> ● エアコンに使われるフロン、車体を粉砕した後に残る破砕くず、エアバッグの回収・リサイクル、適正処理を義務付け
	小型家電リサイクル法 H25.4 施行	<ul style="list-style-type: none"> ● 小型電子機器等に含まれる鉄、アルミニウムや金等の回収・リサイクル、適正処理の義務付け

図 1 - 3 循環型社会の形成の推進のための法体系

1-3 適用と基本方針

この手引きは、公共工事について適用する。

また、建設工事の副産物である建設発生土と建設廃棄物については、以下のリサイクル基本方針に則り取扱うものとする。

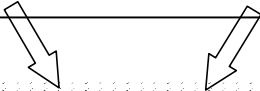
○ 循環型社会形成推進基本法

3Rの考え方が導入され、廃棄物の処理を、(1)発生抑制(リデュース)、(2)再使用(リユース)、(3)再生利用(リサイクル)、(4)熱回収、(5)適正処分に優先順位付け。

これを踏まえ、建設副産物適正処理推進要綱では、当該5項目を基本方針として、建設工事の副産物である建設発生土と建設廃棄物の適正な処理等に係る総合的な対策を適切に実施するための基準を定めている。

○ 建設リサイクル法

特定建設資材廃棄物（コンクリート、コンクリートと鉄からなる建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）の分別解体、再資源化を義務付け。



リサイクル基本方針

排出抑制の推進

分別解体の推進

再使用の推進

適正処理の推進

再生資材の利用推進

意義に関する知識の普及

再資源化の推進

※環境保全に資するものとして分別解体や再資源化等の意義に関する知識について、広く住民への普及及び啓発を図る。

1-4 リサイクルの目標

国土交通省では、循環型社会の構築に当たって、建設産業が先導的に3Rを推進するための行動計画として、「建設リサイクル推進計画2020」を策定し、建設リサイクルをより一層推進することとしている。

これに伴い、埼玉県も構成員となっている関東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会（事務局：関東地方整備局）では、関東地域の現状を踏まえて、関東地域での令和6年度の数値目標を表1-1のとおり定めている。こうした中、埼玉県においても同連絡協議会の取組と連携を図りながら、同目標の達成に向けて取り組むこととする。

なお、平成30年度センサスによる埼玉県でのリサイクル状況は、表1-2のとおりである。

今後は、引き続き、アスコン塊やコンクリート塊等について高いリサイクル率を維持するとともに、建設混合廃棄物の排出の抑制、建設発生木材のリサイクル率向上や建設発生土の有効利用率向上に向けて、努力していくものとする。

表1-1 リサイクル率の達成基準値（関東地方）

対象品目	指標	平成30年度 （実績）※1	令和6年度 （達成基準値）※2
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99.9%	99%以上
コンクリート塊	再資源化率	99.8%	99%以上
建設発生木材	再資源化・縮減率	98.3%	99%以上
建設汚泥	再資源化・縮減率	97.9%	95%以上
建設混合廃棄物	排出率	4.3%	3.5%以下
	再資源化・縮減率	73.4%	—
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	97.9%	98%以上
建設発生土	有効利用率	80.4%	85%以上

出典：建設リサイクル推進計画2020から

※1 関東地方におけるH30年度建設副産物実態調査（センサス）集計値

※2 関東地方におけるR6年度達成基準値

注) 各品目における指標の定義は次のとおり

○ 再資源化率

建設廃棄物として排出された量に対する再資源化された量と工事間利用された量の合計の割合

・アスコン塊、コンクリート塊；（再使用量＋再生利用量）／排出量

○ 再資源化・縮減率

建設廃棄物として排出された量に対する再資源化及び縮減された量と工事間利用された量の合計の割合

・建設発生木材；（再使用量＋再生利用量＋熱回収量＋焼却による減量化量）／排出量

- ・建設汚泥 ; (再使用量+再生利用量+脱水等の減量化量) / 排出量
- ・建設混合廃棄物 ; (再使用量+再生利用量+熱回収量+焼却による減量化量) / 排出量
- ・建設廃棄物全体 ; (再使用量+再生利用量+熱回収量+焼却による減量化量+脱水等の減量化量) / 排出量

○建設混合廃棄物排出率

全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物の排出量の割合

○建設発生土有効利用率 ;

建設発生土発生量に対する現場内利用及びこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地利用等を加えた有効利用量の合計の割合

(現場内利用量+工事間利用量+適正に盛土された採石場跡地復旧等利用量) / 建設発生土の発生量

表 1 - 2 リサイクルの目標達成状況 (埼玉県)

太字 : 目標値を達成

対象品目		H30 目標 ※4	H30 実績 ※1				R6 達成基準値 ※5
			県全体 ①	埼玉県 ②	市町村 ③	②+③	
a) アスファルト ・コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.8%	99.8%	99.7%	99.7%	99%以上
b) コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	99%以上
c) 建設発生木材	再資源化 ・縮減率	95%以上	99.2%	99.0%	99.0%	99.0%	99%以上
d) 建設汚泥	再資源化 ・縮減率	90%以上	98.3%	92.0%	99.3%	94.7%	95%以上
e) 建設混合廃棄物	排出率	4.0%以下	7.3%	1.3%	0.6%	1.0%	3.5%以下
f) 建設廃棄物全体	再資源化 ・縮減率	96%以上	96.1%	98.2%	99.4%	98.8%	98%以上
g) 建設発生土※6	有効利用率	80.0%以上	84.4%	91.2%	86.8%	88.9%	90%以上

※1 平成30年度実績は、建設副産物実態調査(センサス)集計値

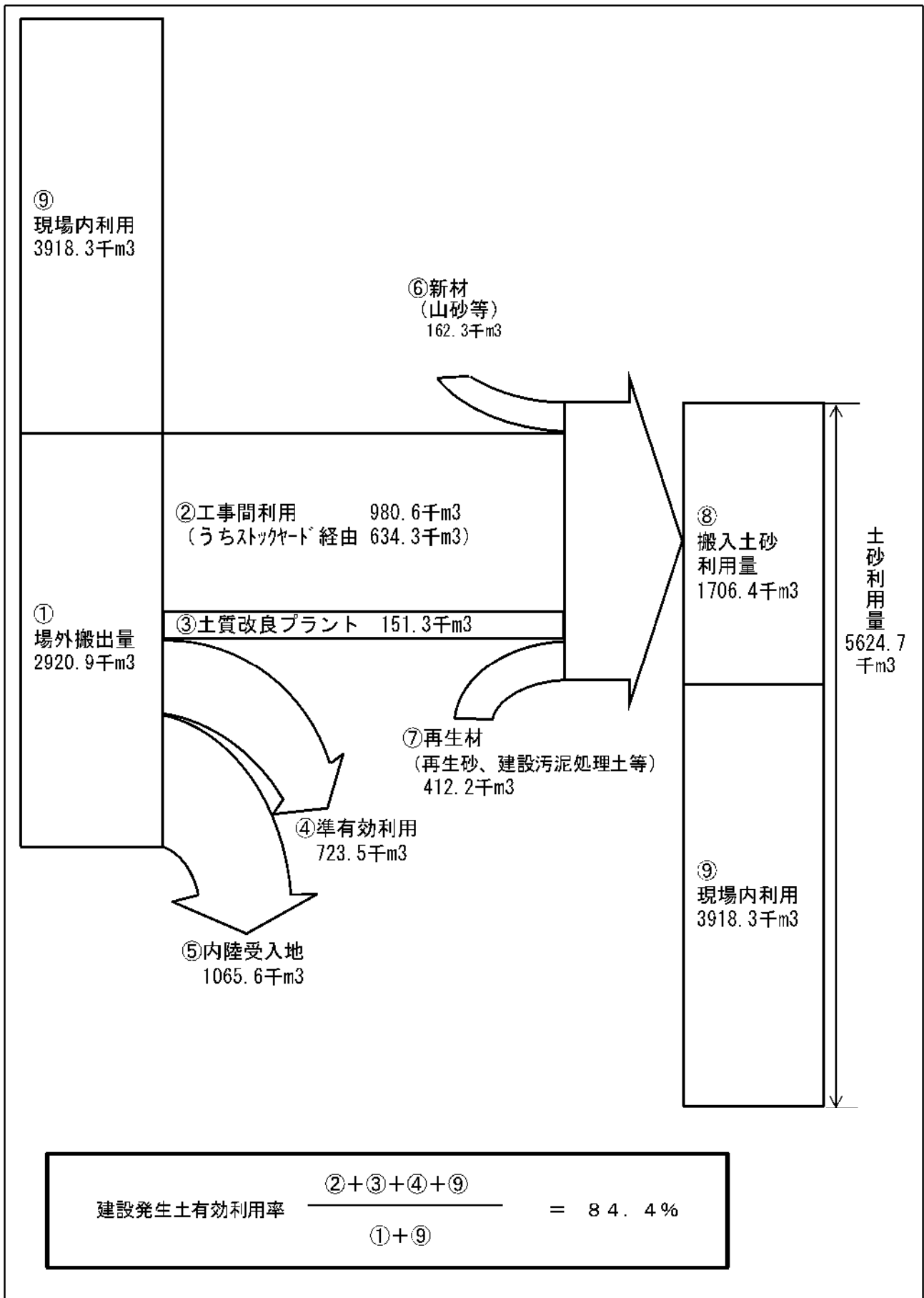
※2 市町村は、さいたま市を除く

※3 県全体は、国、県、市町村、さいたま市、公団・事業団、民間土木、民間建築の合計

※4 H30 目標値は「建設リサイクル推進計画2015(関東地域版)」における目標値。

※5 R6 達成基準値は平成30年度建設副産物実態調査(センサス)集計値及び「建設リサイクル推進計画2020」を基に埼玉県建設副産物対策協議会において設定する再資源化率等の維持すべき基準値

※6 平成30年度の埼玉県における建設発生土の搬出・搬入実態は図1-4のとおり



出典：平成30年度建設副産物実態調査から

図1-4 埼玉県における建設発生土の搬出・搬入フロー

第2章 建設発生土

2-1 建設発生土工事間利用に向けて

1) 基本的な考え方

(1) 現状と課題

- ・ 建設発生土の需給バランスは、場外搬出量が搬入土砂利用量を定常的に上回っており、供給過多となっている。
- ・ 土砂利用量のほぼ全量は建設発生土を利用しているが、場外搬出される土量の約35%は内陸受入地に搬出されており、工事間利用が図られていない。
- ・ こうした中、令和3年7月には、静岡県熱海市の伊豆山において、埋め立てた土砂の流出による大きな土砂災害が発生しており、公共工事においても、より適切な利用や処分に向けた取組みを更に推進することが求められる。
- ・ 建設リサイクル推進計画2020によれば、国は、ICT技術を活用したトレーサビリティシステムの導入を試行するとともに、行き先が不明確な土砂の発生抑制に取り組むとしており、本計画としても、その動向を注視していくことが必要となっている。

(2) 基本方針

建設発生土の「搬出の抑制」「工事間利用の促進」「再生資材の利用」を推進する。

ア 搬出の抑制については、適切な工法の選択等により、発生抑制及び現場内利用を図る。イ 工事間利用の促進については、建設発生土情報交換システムや(株)建設資源広域利用センター(以下、UCR)利用、官民有効利用の試行マッチングによる調整、土質改良プラントの活用等を図る。

ウ 再生資材の利用については、土砂を購入する必要がある場合は、新材ではなく、再生資材の積極的な利用を図る。

エ 自然由来の重金属等を含む土砂や汚染土については、汚染等の拡大につながることはないよう、関係法令を遵守し、適正処理を図る。

(3) 土質区分

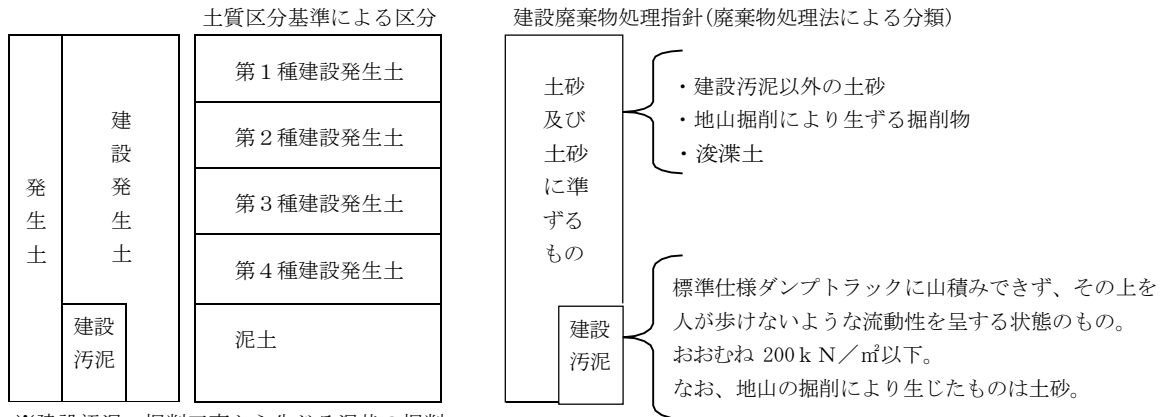
- ・ 建設発生土を工事間利用する際の用途に応じた土質は、「土質区分基準(表2-1)」及び「適用用途標準(平成18年8月10日「発生土利用基準」)」を参考とする。
- ・ 土質は、第1種から第4種建設発生土及び泥土に区分される。
- ・ なお、一般的に、土質区分基準に定めた建設発生土のうち、第1種から第3種建設発生土を「良質土」といい、そのまま利用ができる。一方、第4種建設発生土及び泥土を「不良土」といい、利用するには改良等が必要である。
- ・ これらの分類は「土質区分判定のための調査試験方法(平成18年8月10日「発生土利用基準」)」により判定する。

表 2 - 1 土質区分基準の概要

区分	第 1 種建設発生土	第 2 種建設発生土	第 3 種建設発生土	第 4 種建設発生土	泥土
コーン指数 qc (kN/m ²)	—	800以上	400以上	200以上	200未満
土質材料の 工学的分類 (中分類)	礫、砂礫 砂、礫質砂	細粒分まじり礫 細粒分まじり砂	細粒分まじり砂 シルト、粘土 火山灰質粘性土	細粒分まじり砂 シルト、粘土 火山灰質粘性土 有機質土	細粒分まじり砂 シルト、粘土 火山灰質粘性土 有機質土 高有機質土
含水比 W _n (%)	—	—	シルト、粘土 : 40%程度以下	シルト、粘土、 有機質土 : 40~80%程度	シルト、粘土、 有機質土 : 80%程度以上

(4) 建設発生土と建設汚泥

建設発生土と建設汚泥の関係は、図 2 - 1 のとおりである。



※建設汚泥：掘削工事から生じる泥状の掘削物および泥水を泥土といい、このうち廃棄物処理法に規定する産業廃棄物として取り扱われるものを建設汚泥という

図 2 - 1 発生土の分類

- 建設発生土のうち、特に軟弱なものは、土質区分基準において泥土に区分される。泥土のうち、地山の掘削により生じる掘削物や河川等の浚渫に伴う土砂は、廃棄物処理法に規定される産業廃棄物（建設汚泥）ではないため、建設発生土として取扱うが、脱水、改良等を加え適正に処理しなければならない。
- 一方、建設汚泥は、場所打ち杭工法や泥水シールド工法などで生ずる廃泥水などであり、「廃棄物処理法」に則り取扱うこととなっている（建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について（平成 23 年 3 月 30 日環境省）参照）。
- なお、「建設廃棄物処理指針（環境省）平成 22 年度版」によれば、「地下鉄工事等の建設工事に係る掘削工事に伴って排出されるもののうち、含水率が高く粒子が微細な泥状のものは、無機質汚泥（建設汚泥）として取り扱う。また、粒子が直径 74 マイクロメートルを超える粒子を概ね 95% 以上含む掘削物にあっては、容易に水分を除去できるので、ずり分離等を行って泥状ではなく流動性を呈さなくなったものであって、かつ、生活環境の保全上支障のないものは土砂として扱うことができる」とされている。

2) 計画時

(1) 発生を抑制する工法の検討（排出抑制）

- 適切な工法の選択等により、建設発生土の発生抑制に努めるとともに、その現場内利用の促進等により、搬出の抑制に努めるものとする。
- また、計画段階でリサイクル計画書を作成し、建設発生土の有効利用を検討する。
- なお、詳細設計などで検討すべき主な項目は次のとおりである。

- 建設発生土の種類、土質及び数量の把握
- 建設発生土の発生抑制や再利用の推進に資する工法の検討
- 建設発生土の種類に応じた再利用方法の検討

(2) 建設発生土の利用調整先の検索

建設発生土が発生する又は受け入れる場合は、原則として、工事現場から 50km の範囲内で他の建設工事を調査し、用途に応じた土質や発生及び受入時期を考慮して工事間利用を行うものとする（「リサイクル原則化ルール（平成 18 年 6 月 12 日 国土交通省）」参照）。

ア 建設発生土の受入先の検索

建設発生土が発生する場合に、受入先を決定する優先順位は、次のとおりとする。

① 他の建設工事へ搬出（工事間利用の推進）

- 建設発生土情報交換システム又は公共工事土量調査（年 2 回 2 月、8 月）による公共工事間利用（P12 図 2-2 参照）
- 他の公共工事発注機関に直接照会
- UCR の利用（P12 図 2-3 参照）
- 建設発生土の官民有効利用の試行マッチングの利用（P13 図 2-4 参照）

② 建設発生土受入地（工事は行っていないが土砂の受入を行っている箇所）へ搬出

- 都市機構等の面的整備を行う受入地の利用
- UCR の利用（P12 図 2-3 参照）

③ 土質改良プラントの利用

- 軟弱な建設発生土のために工事間利用できない場合は、土質改良プラントの利用を調整する。（土木工事設計単価表「参考資料」参照）

④ その他、適正処理

- 上記の方法で検索しても 50km の範囲内で見つからない場合は、有料の建設発生土受入地や適法の民間造成地に処理することができる。

イ 建設発生土の発生元の検索

建設発生土を受入れる場合に、発生元を決定する優先順位は、次のとおりとする。

① 他の建設工事から搬入（工事間利用の推進）

- 建設発生土情報交換システム又は公共工事土量調査による公共工事間利用（P12 図 2-2 参照）
- 他の公共工事発注機関に直接照会
- UCR の利用（P12 図 2-3 参照）
- 建設発生土の官民有効利用の試行マッチングの活用（P13 図 2-4 参照）

② 再生資材の利用

- 再生砂の利用
- 土質改良土の利用
- 建設汚泥再生品の利用

③ 購入土の利用（新材）

- 購入土の利用は極力抑えること。

(3) 工事間利用調整の手法

ア 建設発生土情報交換システムを使う方法（図2-2）

建設発生土情報交換システムは、県土整備部の建設管理課と各県土整備事務所、都市整備部の各事務所で導入している。導入機関以外で閲覧を希望する場合は、各加入機関に連絡すること。

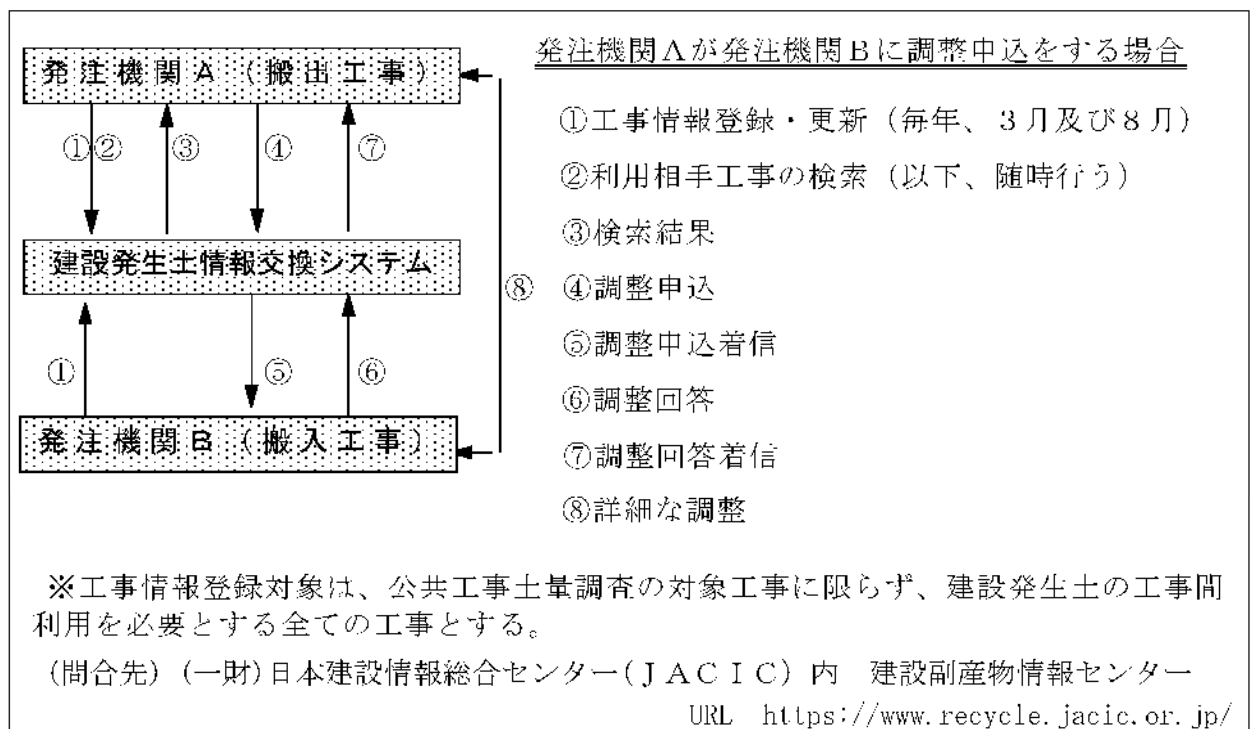


図2-2 建設発生土情報交換システムの利用フロー（運用機関：JACIC）

イ ㈱建設資源広域利用センター（UCR）を利用する方法（図2-3）

UCRの利用にあたり、下記事項について留意すること。

- ① UCR受入地や処分費は、土木工事設計単価表に掲載している。なお、受入地の追加や受入条件等の変更については、UCRホームページを確認すること。
- ② 設計前に、受入地の状況をUCRに確認すること。
- ③ 前年度の調整結果から変更が生じた場合（工事の取りやめ、搬出時期の変更など）は、UCRに連絡すること。
- ④ 前年度の利用調整で希望しなかった場合でも、中途申込みが可能である。受入状況等により希望どおりにならない場合もあるが、UCR事業部首都圏課へ相談すること。

③ 土質改良プラントへ搬出し、他工事等での再生利用を促進する。

イ 建設発生土のリサイクルを進めるため、公共工事においては、現場内で土砂が必要な場合は、経済性等を考慮しつつ、改良土を積極的に利用する。

ウ なお、土木工事設計単価表「参考資料」に、石灰改良と粒状改良の改良プラントの一覧表を掲載している。

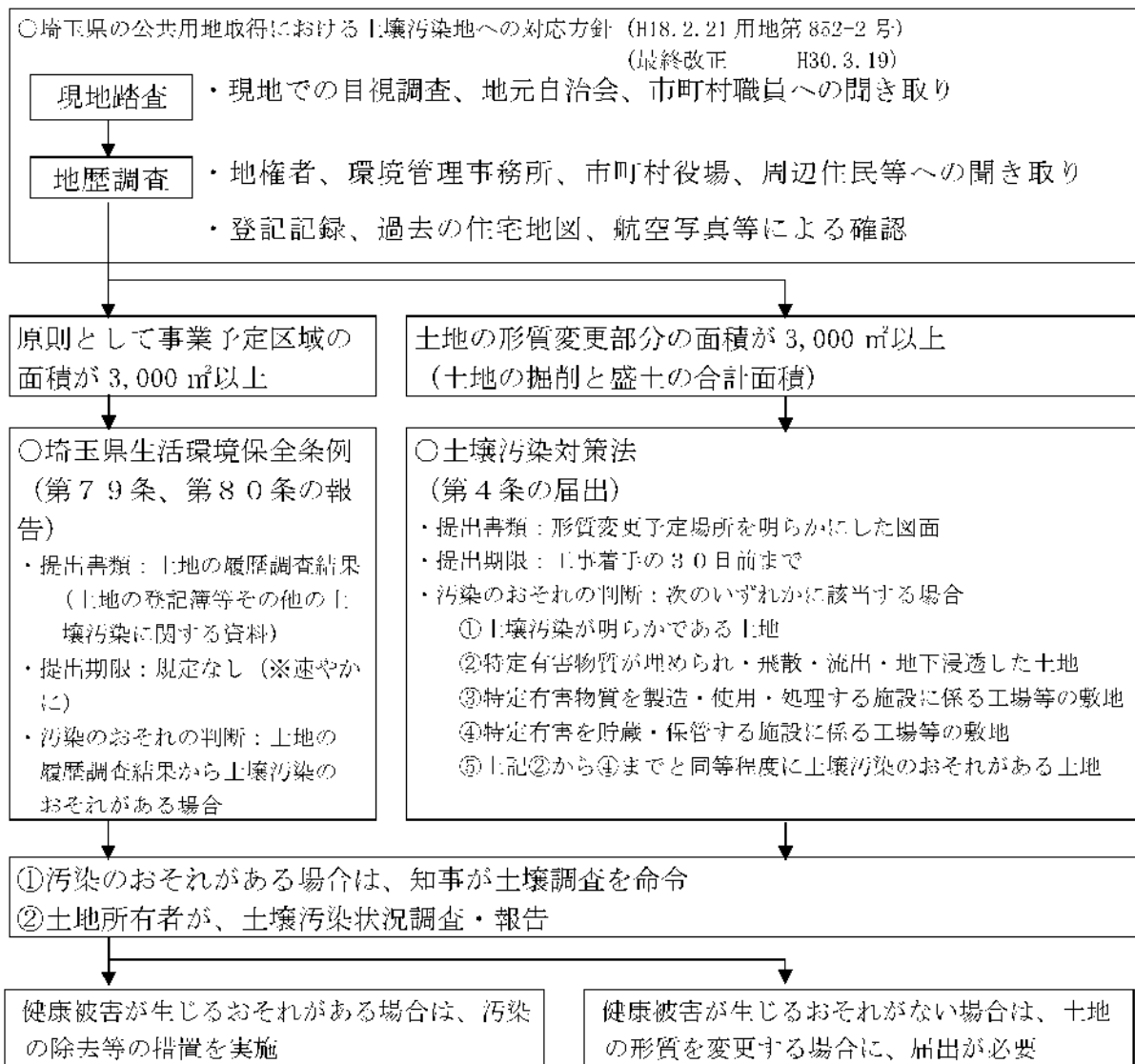
(5) 土壌汚染への対応

ア 土壌の汚染に係る判定基準

有害物による土壌の汚染については、「土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号、最終変更平成31環告48）」が定められており、これに適合する発生土は、建設工事に利用することが可能である。なお、工場跡地など有害物に汚染されている可能性のある場合は、計画・設計段階でこの基準への適合について配慮する必要がある。

イ 土壌汚染対応フロー（埼玉県生活環境保全条例、土壌汚染対策法等）

公共用地を取得する際や一定規模以上の土地の形質を変更する場合は、下記フローを参考にし、土壌汚染への対応として、必要な調査・届出等を行うものとする。



(6) 留意事項

ア 処分規制区域

・ 建設発生土の処分については、規制区域等が定められているので、関係法令を遵守する。

イ 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例（埼玉県土砂条例）

埼玉県土砂条例に基づき、鉛、砒素、トリクロロエチレン、クロロエチレン等について土壌基準（溶出量基準、含有量基準）に適合しない土砂をたい積してはならない。

3) 設計・積算時

(1) リサイクル計画書（積算段階）の作成・報告

(2) リサイクル阻害要因説明書の作成・報告

- ・ 設計者は、リサイクルの状況を把握し、より一層の推進に向けた検討・調整を行うため、大規模工事等では、必要に応じて、リサイクル計画書（積算段階）及びリサイクル阻害要因説明書を設計前に作成し、施工監理グループ（県土整備事務所以外は担当部長）に当該工事のリサイクル状況を説明して承諾を受けるものとする。[※]

（作成書類）

- ・ リサイクル計画書（積算段階）
- ・ リサイクル阻害要因説明書

※市町村発注工事の説明・承諾は、各自治体の専決規則等に基づくものとする。

(3) 設計・積算の考え方

ア 指定処分

- ・ 建設発生土の処分方法は、工事現場から50kmの範囲内（リサイクル原則化ルール）で優先順位に基づき再利用することとし、指定処分を原則とする。
- ・ 処分場所、処分条件、運搬距離等を設計図書（特記仕様書等）に明示すること。

※ 準指定処分

- ・ 処分場所までの運搬距離、処分条件等をあらかじめ想定して設計図書（特記仕様書等）に明示し、工事発注後の処分場所決定に伴い、その実情に合わせて設計図書（特記仕様書等）の変更を行い、処分する方法である。指定処分を原則とすることから採用しないこと。

※ 自由処分

- ・ 発生土を受注者の裁量により処分する方法である。この方法は、建設発生土の不適正な処分の温床となるため採用しないこと。

(4) 留意事項

ア 受入先の条件

- ・ 設計者は、設計・積算に当たり、受入場所の処理能力、容量、受入時間、受入条件等に十分留意すること。

イ 運搬費等

- ・ 受入場所までの運搬距離、交通誘導員の必要性等の現場条件を勘案した作業内容に応じ積算する。

ウ 処理費

- ・ 建設発生土を他の公共工事へ搬出する場合は、原則として処理費は計上しない。
- ・ UCR、土質改良プラント（改良後、改良土を引き取る場合を除く）、有料の建設発生土受入地を利用する場合は、処分費を計上する。
- ・ 土木工事標準積算基準書で、「処分費等」に係る諸経費の算出方法（控除）が定められているので注意すること。

エ 敷均し費

- ・ 処分場所における敷均し費用は、原則として計上しない（通常、受入側が負担する）が、受入先での受入条件等で必要となる場合は、この限りでない。

オ 設計変更

- ・ 運搬距離、数量及び処分費の増減による設計変更を行うことができる。
- ・ 数量変更は、設計変更の対象とする。

4) 工事着手前

(1) 施工計画書の受理

- ・ 監督員は、施工計画書において建設発生土の再利用計画の作成を指示し、内容を確認する。

(2) 受注者から再生資源利用〔促進〕計画書の確認、受領

- ・ 監督員は、500 m³以上の建設発生土を搬入（搬出）する場合、又は請負金額が 100 万円以上の工事については、資源有効利用促進法に基づき、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の作成を受注者に指示し、施工計画書に添付させて内容を確認する。
- ・ また、計画の現場掲示を確認する。

(3) 建設発生土搬出のお知らせの写しの受理

- ・ 監督員は、100 m³以上の建設発生土を工事現場外に搬出する場合、「建設発生土搬出のお知らせ」の作成を受注者に指示し、その写しを施工計画書に添付させて内容を確認するとともに、搬出先の市町村へ通知させる。

(4) 土砂たい積計画書の作成及び土砂たい積許可の取得

- ・ 埼玉県土砂条例により、土砂のたい積に係る土地の面積が 3,000 m²以上の場合、土砂たい積に関する計画書を所管環境管理事務所へ提出し、許可を得る必要がある。（埼玉県土砂条例施行規則で、許可の対象から除かれている事業を除く。）

ただし、さいたま市・川越市・川口市・越谷市・桶川市・毛呂山町・嵐山町及び鳩山町の区域で土砂の堆積を行う場合は、それぞれの市町の条例が適用されるため、それぞれの市町へ問合せること。

なお、3000 m²未満のたい積でも、市町村条例で規制されている場合があるので、当該市町村で必要な手続を行うこと。

(5) 受注者への土砂排出計画書の提出の確認

- ・ 500 m³以上の建設発生土を搬出する場合は、埼玉県土砂条例に基づき受注者に土砂排出届出書を所管環境管理事務所等へ 20 日前までに提出させるとともに、写しを提出させる。
- ・ ただし、さいたま市・川越市・川口市・越谷市・桶川市・毛呂山町・嵐山町及び鳩山町の区域へ土砂の搬入を行う場合は、それぞれの市町の条例が適用されるため、それぞれの市町へ問合せること。

なお、500 m³未満の土砂の搬入でも、市町村条例で規制されている場合があるので、当該市町村で必要な手続を行うこと。

5) 工事完了時

(1) 受注者から再生資源利用〔促進〕実施書の確認、受領

- ・ 監督員は、500 m³以上の建設発生土を搬入（搬出）する場合、又は請負金額が 100 万円以上の工事については、資源有効利用促進法に基づき、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」及び「工事登録証明書」（COBRIS で入力したことの証明）の作成を受注者に指示し、内容を確認する。

(2) 搬出先の確認

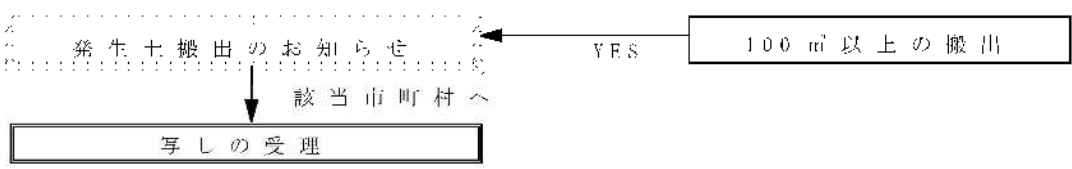
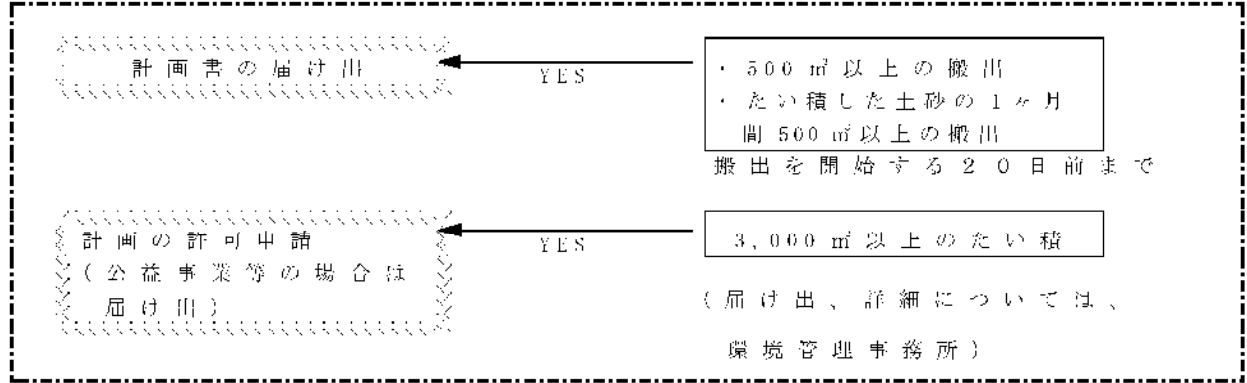
- ・ 監督員は、実際に処分を行ったことを証明する資料（受入地の受入契約書、明細書、写真等）を受注者から徴収し、保管することとし、不法投棄が行われないよう指導・監督する。

工事着手前

- ・ 施工計画書作成
- ・ 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書作成

審査・受理

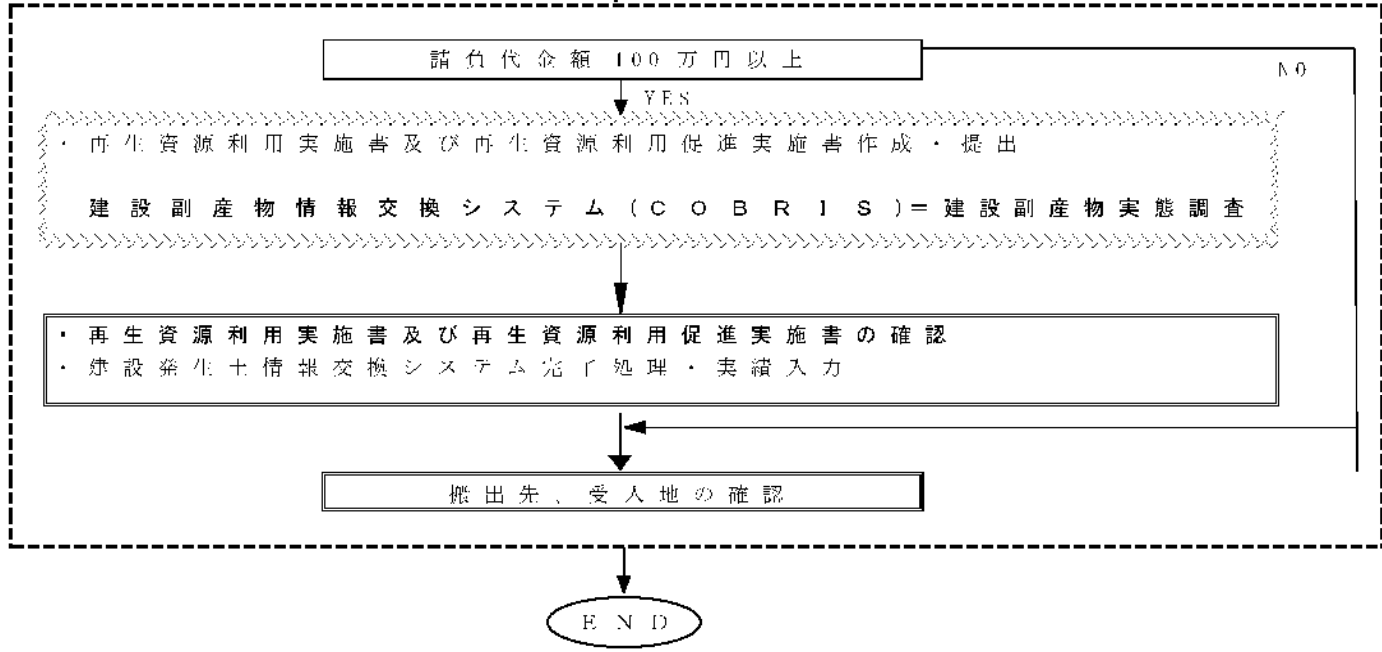
【埼玉県土砂条例】



工事実施中

- ・ 建設発生土の適正処理の推進
- ・ 建設発生土の再利用の推進
- ・ 埼玉県土砂条例の手続きの確認
- ・ 建設発生土情報交換システム等 (発注処理)

工事完了時



第3章 アス・コン塊、コンクリート塊、建設発生木材

3-1 特定建設資材の再資源化に向けて

1) 基本的な考え方

(1) 現状と課題

- ・ アスファルト・コンクリート塊やコンクリート塊は、公共工事においては排出量のほぼ全量が再資源化され、建設廃棄物の中でも最も再資源化が進んでいる。
- ・ 建設発生木材については、高い水準で再資源化されており、今後も再資源化率等を維持するための取組が必要である。
- ・ なお、高度成長期に建設された建設構造物が、更新時期を迎え建設廃棄物の排出量が増加することが予想されることから、引き続き再資源化と再利用を進めることが必要となっている。

(2) 基本方針

- ・ 建設資材の分別解体等と再資源化等を促進し、資源の有効利用や廃棄物の適正処理を図るため、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」が平成12年5月に制定され、平成14年5月に全面施行となった。
- ・ その後、「建設副産物適正処理推進要綱」「建設リサイクルガイドライン」「リサイクル原則化ルール」等が策定され、これに基づき、建設廃棄物の再資源化や再生資材の利用を図る。

(3) 建設リサイクル法

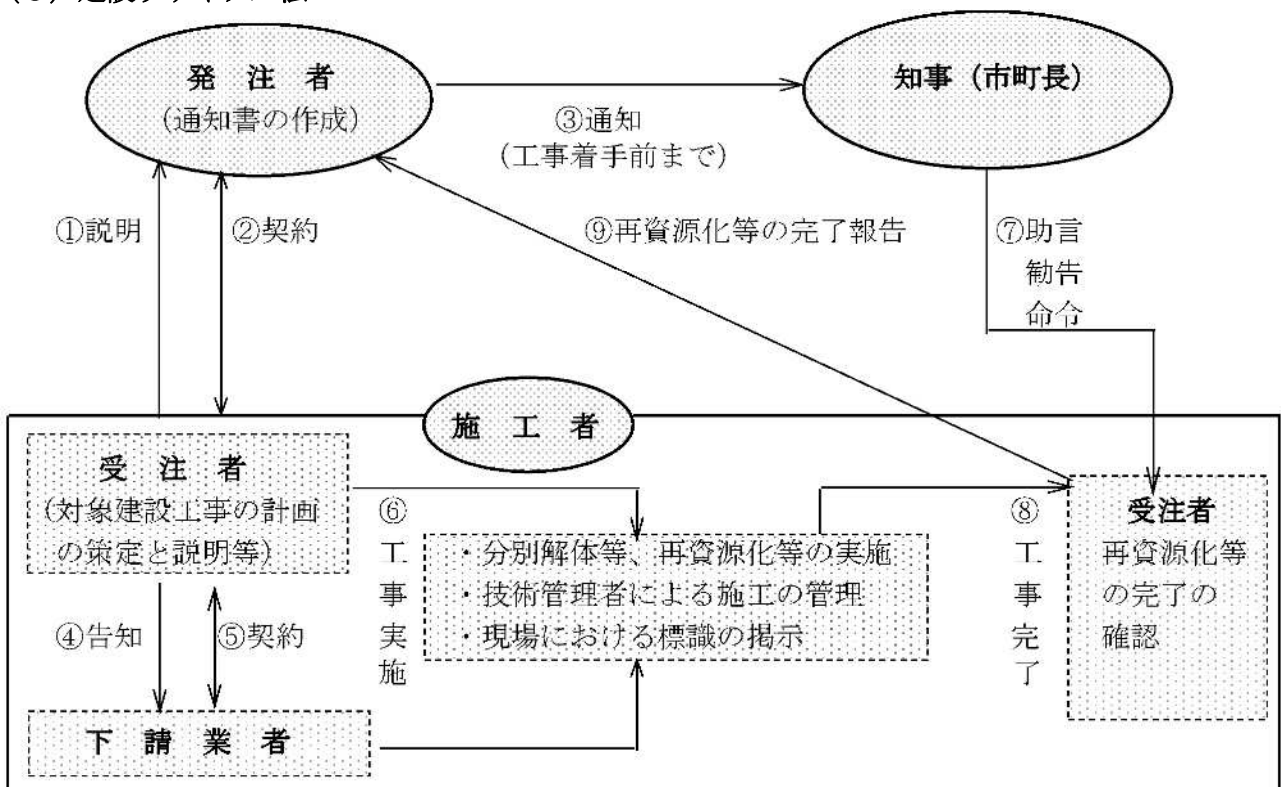


図3-1 建設リサイクル法のフロー

ア 建設リサイクル法の義務づけ

建設リサイクル法の対象建設工事は、計画から工事完了まで、建設リサイクル法に基づき実施するものとする。また、建設リサイクル法の対象建設工事以外の工事については、手続き等は不要であるが、法の趣旨に基づき、分別解体等及び再資源化等の措置を講ずるものとする。

イ 建設リサイクル法の対象建設工事

- 建設リサイクル法の対象建設工事は、特定建設資材（表 3-1）を使用した建築物等の解体工事等又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、一定規模の基準以上の建設工事（表 3-2）である。

表 3-1 特定建設資材

資材名	備 考
コンクリート	・モルタル、再生砕石は対象外
コンクリートと鉄から成る建設資材	・鉄筋コンクリート、プレキャスト鉄筋コンクリート版など
木材	・伐採材や伐根材、剪定枝葉は対象外
アスファルト・コンクリート	

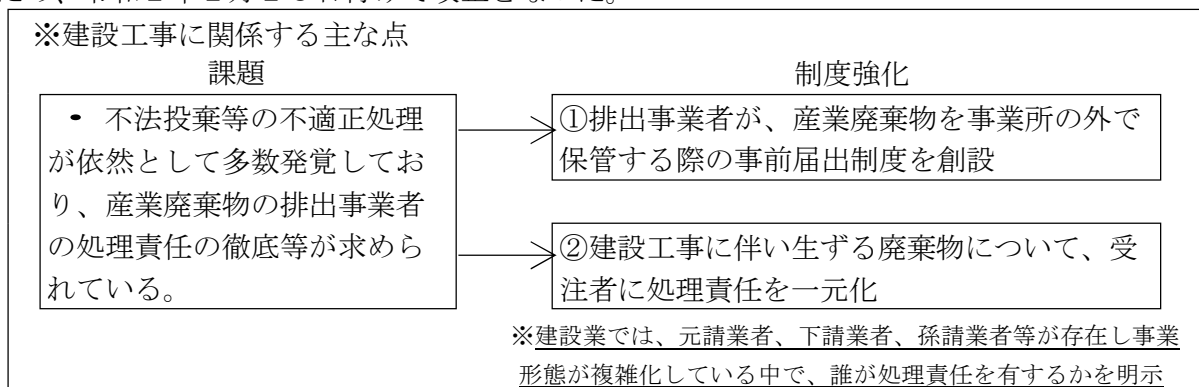
表 3-2 対象建設工事

対象建設工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	床面積の合計 80 m ² 以上
建築物の新築・増築工事	床面積の合計 500 m ² 以上
建築物の修繕・模様替等工事(リフォーム等)	請負代金の額 1億円以上 (消費税含む)
建築物以外の工作物の工事(土木工事等)	請負代金の額 500万円以上 (消費税含む)

- 請負代金500万円（消費税込み）以上の土木工事の場合、対象建設工事にならないのは、「特定建設資材を使わない」かつ「特定建設資材廃棄物が発生しない」工事だけであり、例としては、浚渫工事、土質改良工事、塗装工事などがある。
- また、特定建設資材である木材は、土木・建築に関する工事に使用されるものであり、工事に伴って発生する伐採材や伐根材、剪定枝葉等は該当しない（なお、伐採材と伐根材は産業廃棄物、剪定枝葉は一般廃棄物である。P3：木くず参照）。

(4) 廃棄物処理法の改正

- 廃棄物の適正な処理を巡る課題や廃棄物の適正な循環的利用の促進を巡る課題に対応するため、令和2年2月25日付けで改正となった。



2) 計画時

(1) 適正処理の検討

- ・ アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材は、建設リサイクル法により適正に分別解体等及び再資源化等を図る必要がある。特に石綿含有建材については、事前に使用状況を確認し、適正に処理しなければならない。
- ・ 再資源化等にあたっては、計画段階でリサイクル計画書（概略設計、予備設計、詳細設計）を作成し（設計業務の受注者に作成を指示する）、建設廃棄物の適正処理や再生資材の利用を図らなければならない。

(2) 再生骨材等の利用（リサイクル原則化ルール）

- ・ 工事現場から 40km 範囲内に再資源化施設がある場合は、工事目的物に要求される品質や再生資材の供給状況などに留意しつつ、原則として再生資材等（再生砕石、再生砂等）を利用する。
- ・ 埼玉県内は全ての箇所 40km 範囲内に再資源化施設があるため全域が対象となる。しかし、再資源化施設の能力上、再生粒調砕石など供給が厳しい地域があるため、注意が必要である。

(3) 再生加熱アスファルト混合物の利用（リサイクル原則化ルール）

- ・ 工事現場から 40km 及び運搬時間 1.5 時間の範囲内に再資源化施設がある場合は、工事目的物に要求される品質や再生資材の供給状況などに留意しつつ、原則的に再生加熱アスファルト混合物を利用する。

(4) 再生資材の利用用途

- ・ 再生資材の利用用途は、表 6 - 4 (P65) を参考とする。

(5) 現場内利用（自ら利用）の検討

- ・ 排出事業者（受注者が該当）は、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材の自ら利用に努めるものとする。
- ・ なお、排出事業者が自ら利用する場合には、その産業廃棄物を利用することに客観的な有価性が見いだせる物にしてから利用しなければならない。
- ・ ただし、工事前から土中にコンクリート塊等が存在している場合は、排出事業者は受注者ではなく管理者（所有者）となる場合もあるため注意が必要である。取り扱いについては、環境管理事務所等へ相談すること。

3) 設計・積算時

(1) リサイクル計画書（積算段階）の作成・報告

(2) リサイクル阻害要因説明書の作成・報告

- ・ 設計者は、大規模工事等、必要に応じて、リサイクル計画書（積算段階）及びリサイクル阻害要因説明書を設計前に作成し、施工監理グループ（県土整備事務所以外は担当部長）に当該工事のリサイクル状況を説明して承諾を受けるものとする。（市町村発注工事の説明・承諾は、各自治体の専決規則等に基づくものとする。）

（作成書類）

- ・ リサイクル計画書（積算段階）
- ・ リサイクル阻害要因説明書

(3) 設計・積算の考え方

- ・ 再資源化を推進するため、原則として再資源化施設へ搬出することとし、最も経済的な〔運搬費＋中間処理費（廃材持込料）〕再資源化施設を選定すること原則とする。なお、積算上の条件設定であり、施設を指定するものではない。
- ・ 想定する処分場所、処分条件、運搬距離、計画と異なる場合においても設計変更の対象としない旨を、設計図書（特記仕様書等）に明示すること。
- ・ 建設リサイクル法の対象事業では、受注者が提示する施設の名称及び所在地を、契約書の中に明示することになっている。
- ・ 指定建設資材廃棄物（木材が廃棄物となったもの）の再資源化については、50km 以内に再資源化のための施設がない場合は、縮減（木材における縮減とは、焼却）することができる。

(4) 留意事項

ア 受入先の条件

- ・ 設計者は、設計・積算に当たり、再資源化施設の処理能力、受入時間、受入条件等に十分留意する。

イ 解体費

- ・ 建築物等の解体工事については、建設リサイクル法により、分別解体等の方法が手作業又は手作業及び機械による併用作業と規定されているので、解体する部分ごとに法令で定められている適正な方法で積算する。
なお、工事現場での分別解体後の積み込み作業までが、解体工事である。

ウ 運搬費、処理費

- ・ 再資源化施設への運搬費、中間処理費（持込料）を計上する。

エ 設計変更

- ・ 積算で想定した施設と、受注者が提示し契約書に明示した施設が異なる場合でも設計変更の対象とはしない。
- ・ なお、契約書に明示した施設と実際の施設が異なる場合は、設計変更の対象とすることができる。
- ・ 数量変更は、設計変更の対象とする。

オ 再資源化施設の選定

- ・ 再資源化施設の選定に当たっては、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊は土木工事設計単価表の参考資料に掲載してある施設からの選定を基本とし、アスファルト塊は、再生合材プラントへ搬入することが望ましい。
- ・ 建設発生木材は、埼玉県環境部産業廃棄物指導課等のホームページで産業廃棄物処分業等の許可業者名簿中の「木くず」の許可を得ている施設から選定する。
- ・ 中間処理を行っている許可業者のうち、「再資源化」を目的として「破碎」を行っている施設が該当するが、再資源化を目的としていない施設もあるので留意されたい。

カ 建設副産物情報交換システム

- 建設副産物のリサイクルをより円滑に行うため、国土交通省が整備を推進している建設副産物情報交換システムを積極的に活用する。

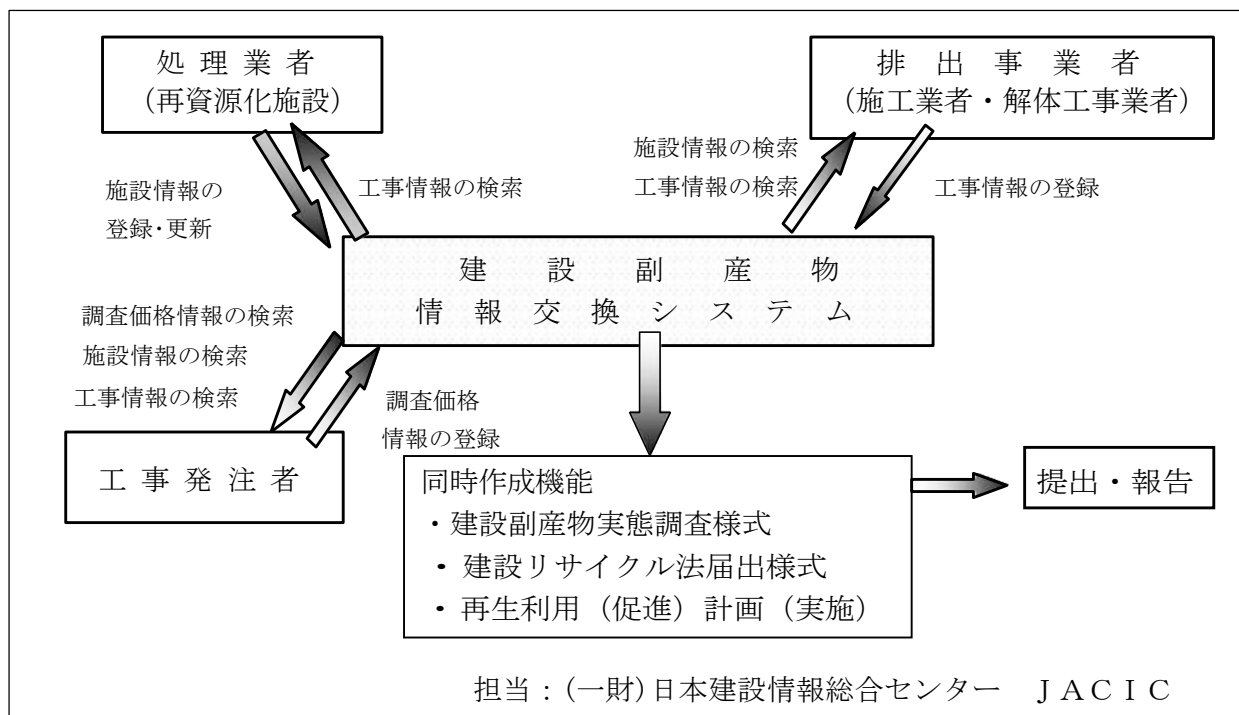


図3-2 建設副産物情報交換システムイメージ図

4) 入札・契約時

(1) 建設リサイクル法に係る契約手続き

ア 落札者から分別解体等の説明の聴取 (P19 フローの①)

- 発注者は、契約前に、落札者から特定建設資材の分別解体等の方法等について記載した資料(分別解体等の計画等について)により、説明を聴取する。

イ 契約書への記載 (P19 フローの②)

- 発注者は、落札者に、建設リサイクル法等の規定に基づき以下4項目を記載した「法律第13条及び省令第4条に基づく書面」(以下、「法律第13条に基づく書面」という)を提出させ、工事請負契約書に綴りこむこと。

(記載事項)

- | | |
|------------------------|--------------|
| ・分別解体等の方法 | ・解体工事に要する費用 |
| ・再資源化等をするための施設の名称及び所在地 | ・再資源化等に要する費用 |

ウ 法律第13条に基づく書面の取扱い

- ① 法律第13条に基づく書面については、契約事務担当者と工事(設計)担当者が連携して処理することとする。一般的な事務の流れは以下のとおりである。なお、契約事務担当者と工事担当者が同一の場合は、書面の受け渡し等は発生しない。

- 落札者から契約事務担当者に書面を提出させ、契約事務担当者は、形式が整っている場合は速やかに工事担当者に書面を送付する。
- 工事担当者は、書面の内容を確認する。

- ・ 工事担当者は、内容の確認後、速やかに契約事務担当者に返却する。
- ② 法律第13条に基づく書面に記載する解体工事に要する費用及び再資源化等に要する費用は、原則として工事落札者の見積額であり、設計書の金額と一致するものではない。
- ③ 法律第13条に基づく書面において、記載内容に変更が生じた場合は、契約変更の対象とすることができる。
- ④ 法律第13条に基づく書面において、再資源化等をするための施設の名称及び所在地については、予定された施設への搬入が困難になる場合を想定して、特定建設資材廃棄物ごとに複数箇所を記載する。
- ⑤ 法律第13条に基づく書面において、解体工事は建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する建設工事である。なお、解体工事に要する費用は、建築物や工作物の解体費及び積込費、再資源化等に要する費用は、運搬費及び処理費（廃材持込料）である。

5) 工事着手前

(1) 受注者に対して処分業者等との建設廃棄物処理委託契約の締結の指示

(2) 上記の建設廃棄物処理委託契約の確認

- ・ 監督員は、建設廃棄物（アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材）の処理に当たり、排出事業者（受注者）が再資源化施設と建設廃棄物処理委託契約を締結するよう指示し、建設廃棄物処理委託契約書の内容を確認する。
- ・ また、施工計画書において、建設廃棄物処理計画を作成させる。
- ・ なお、収集運搬業務を委託する場合は、排出事業者（受注者）が、収集運搬業者及び再資源化施設業者（中間処理許可業者）と建設廃棄物処理委託契約をそれぞれ別に締結するよう指示し、内容を確認する。なお、収集運搬業者と再資源化施設業者（中間処理許可業者）が同一の場合は、建設廃棄物処理委託契約は一つの契約とすることができる。

(3) 受注者から再生資源利用促進計画書の確認、受領

- ・ 監督員は、次に該当する場合、「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」の作成を受注者に指示し、その写しを施工計画書に添付させて内容を確認する（資源有効利用促進法、再生資源の利用に関する判断基準省令第3条、第8条）。
- ・ また、計画の現場掲示を確認する。

(再生資材を利用する場合)

再生資源利用計画書（実施書）を作成

- ・ 200 t以上の加熱アスファルト混合物（再生アスファルトを含む）を搬入する工事
- ・ 500 t以上の砕石（再生骨材等を含む）を搬入する工事

(建設副産物を搬出する場合)

再生資源利用促進計画書（実施書）を作成

- ・ アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、及び建設発生木材を合計で200 t以上搬出する工事

※ なお、埼玉県では、建設副産物実態調査において、大規模センサスに準じて資源有効利用促進法に定められた一定規模以上に該当する工事として、請負金額100万円以上の工事全てを対象としているため、「再生資源利用計画書（実施書）」「再生資源利用促進計画書（実施書）」についても同様の扱いとする。

(4) 分別解体等と再資源化等の工事内容の県知事等への通知

- 発注者は、建設リサイクル法第11条に基づき、都道府県知事等に対して通知しなければならない。
- 通知の受理機関は、工事を行う市町村と工事の種類により、3建築安全センター（及び3駐在）、12特定行政庁、30限定特定行政庁のいずれかとなる。受理機関の分類は下記のとおりである。

A 対象建設工事の種類にかかわらず、工事の現場のある市	
さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、狭山市、越谷市、春日部市、上尾市、草加市、新座市、久喜市（※「特定行政庁」と呼ぶ）	

B 建築基準法第6条第1項第4号に該当する建築物にかかる対象建設工事については現場のある市町。それ以外は管轄する建築安全センター。	
朝霞市、入間市、志木市、飯能市、日高市、富士見市、ふじみ野市、和光市	川越建築安全センター
坂戸市、鶴ヶ島市、東松山市	川越建築安全センター 東松山駐在
深谷市、本庄市、加須市、行田市、羽生市	熊谷建築安全センター
秩父市	熊谷建築安全センター 秩父駐在
戸田市、松伏町、三郷市、八潮市、吉川市、蕨市	越谷建築安全センター
桶川市、北本市、鴻巣市、幸手市、杉戸町、蓮田市、白岡市	越谷建築安全センター 杉戸駐在

C 対象建設工事の種類にかかわらず、工事の現場のある町村を管轄する建築安全センター	
三芳町	川越建築安全センター
小川町、越生町、川島町、ときがわ町、滑川町、鳩山町、東秩父村、毛呂山町、吉見町、嵐山町	川越建築安全センター 東松山駐在
寄居町、神川町、上里町、美里町	熊谷建築安全センター
小鹿野町、長瀨町、皆野町、横瀬町	熊谷建築安全センター 秩父駐在
伊奈町、宮代町	越谷建築安全センター 杉戸駐在

- 対象工事の施工区域が複数にまたがる場合は、全ての行政庁等へ通知する。
- 通知書を提出する場合、発注者本人である必要はなく、発注者の機関に所属する職員であれば、提出することができる。委任状は必要ない。

6) 工事実施中

(1) 施工手順の確認

- 解体工事については、原則として次の工程で施工されていることを確認する。
 - ア 建築物の解体工事の場合
 - ①建築設備、内装材等の取り外し
 - ②屋根ふき材の取り外し
 - ③外装材、構造体力上主要な部分の取り壊し
 - ④基礎の取り壊し
 - イ 建築物以外の工作物の解体工事の場合
 - ①付属物の取り外し
 - ②本体の取り壊し
 - ③基礎の取り壊し

(2) 分別解体等の方法の確認

- ・ 分別解体等の施工が施工計画書どおり行われていることを確認する。

ア 施行方法

- ①手作業
- ②手作業及び機械作業

7) 工事完了時（再資源化等の完了時）

(1) 受注者からの再生資源利用促進実施書の確認、受領

- ・ 監督員は、請負金額が100万円以上の工事については、工事完了時に「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」及び「工事登録証明書」（COBRIS で入力したことの証明）の作成・提出を受注者に指示し、内容を確認する。

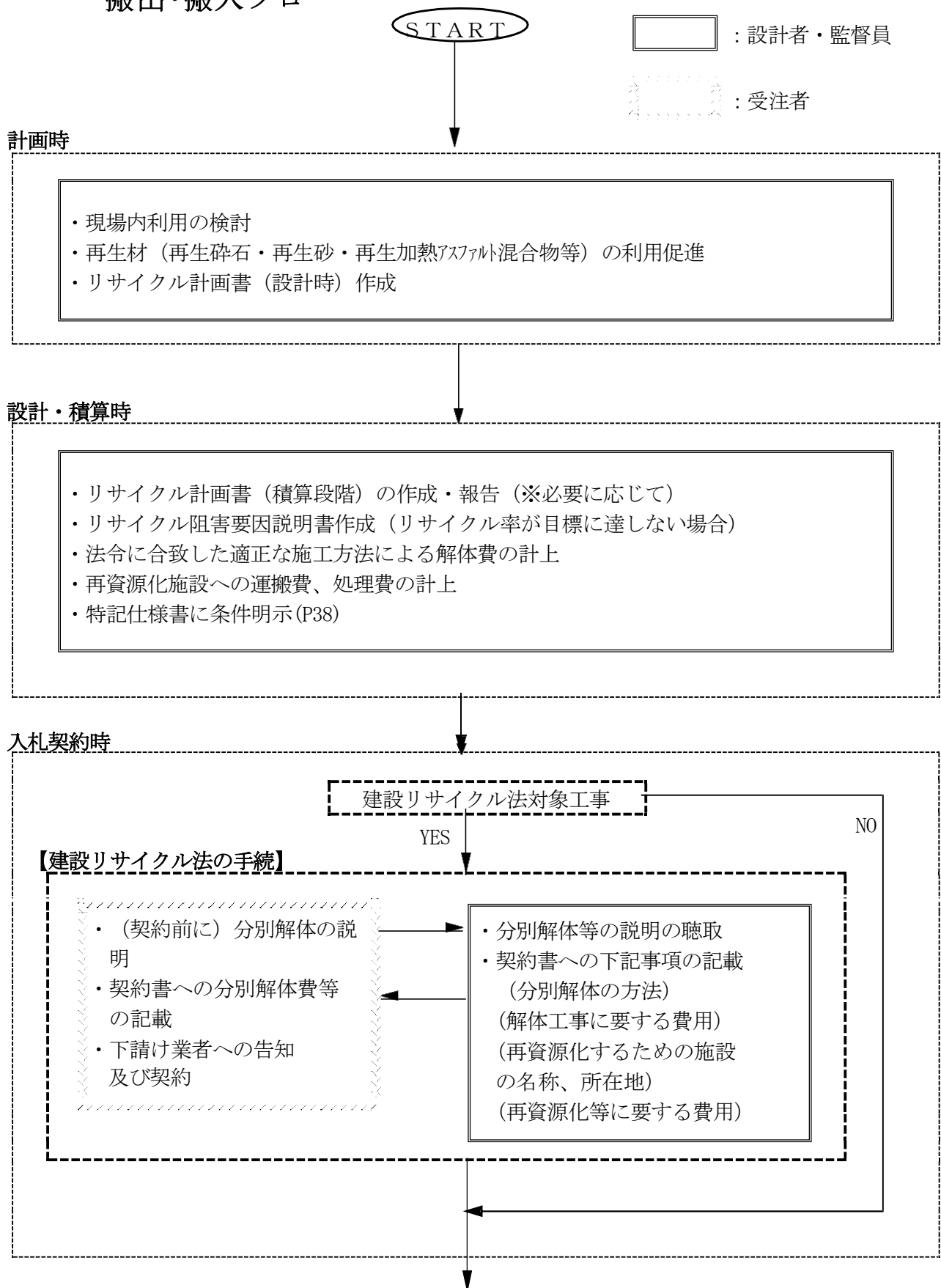
(2) 建設廃棄物マニフェストの確認

- ・ 紙マニフェスト使用を使用する場合
監督員は、建設廃棄物（アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材）の処理を委託した場合、その適正な処理を確認するため、マニフェストシステムによるA票、B2票、D票、E票の提示を求め、処理状況を確認する。また、受注者は工事検査時にマニフェスト原本を提示しなくてはならない。なお、マニフェスト原本は受注者が保存し、保存期間は、廃棄物処理法上5年間となっている。
- ・ 電子マニフェスト使用を使用する場合
監督員は、建設廃棄物（アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材）の処理を委託した場合、その適正な処理を確認するため、電子マニフェストシステムから出力される「受渡確認票」及び「一覧表」の提示を求め、処理状況を確認する。また、受注者は工事検査時に「受渡確認票」及び「一覧表」を提示しなくてはならない。なお、マニフェストデータは情報処理センター（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター）が保存するため、受注者の保存は不要となる。

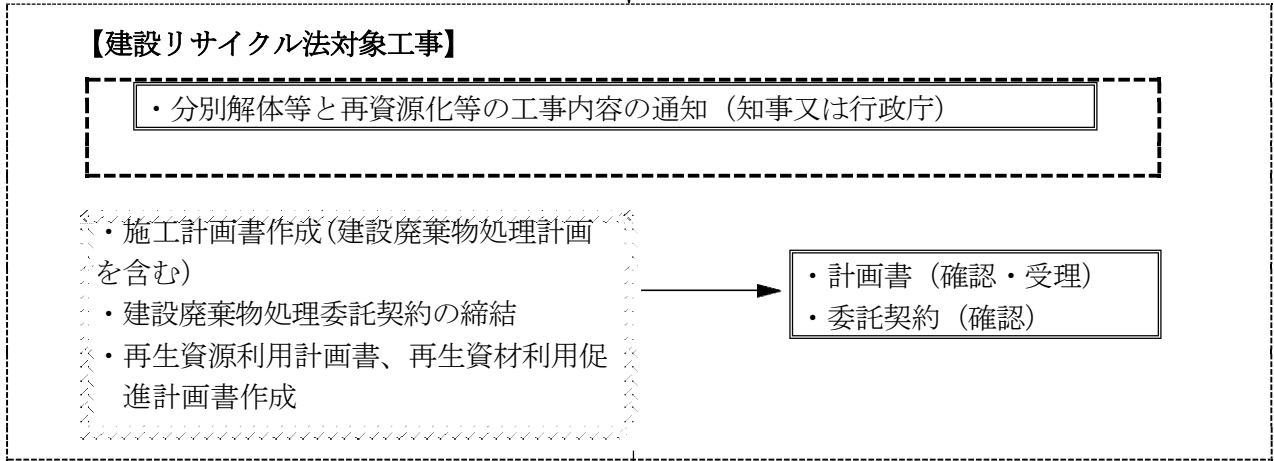
(3) 受注者からの再資源化等の完了報告の受領

- ・ 監督員は特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した時点で、受注者から文書（再資源化等報告書）で下記事項の報告を受ける。
 - ア 再資源化等が完了した年月日
 - イ 再資源化等をした施設の名称および所在地
 - ウ 再資源化等に要した費用
- ・ この場合、資源有効利用促進法等に基づき「再生資源利用実施書」「再生資源利用促進実施書」を作成している場合は、これをもって報告に代えることができる。保存期間は、マニフェストと同様に5年間となっている。

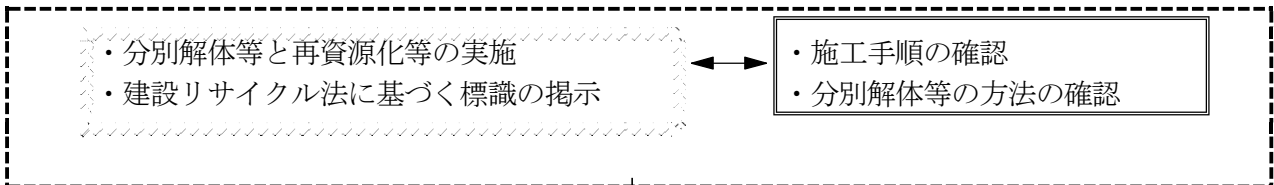
3-2 特定建設資材（アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材） 搬出・搬入フロー



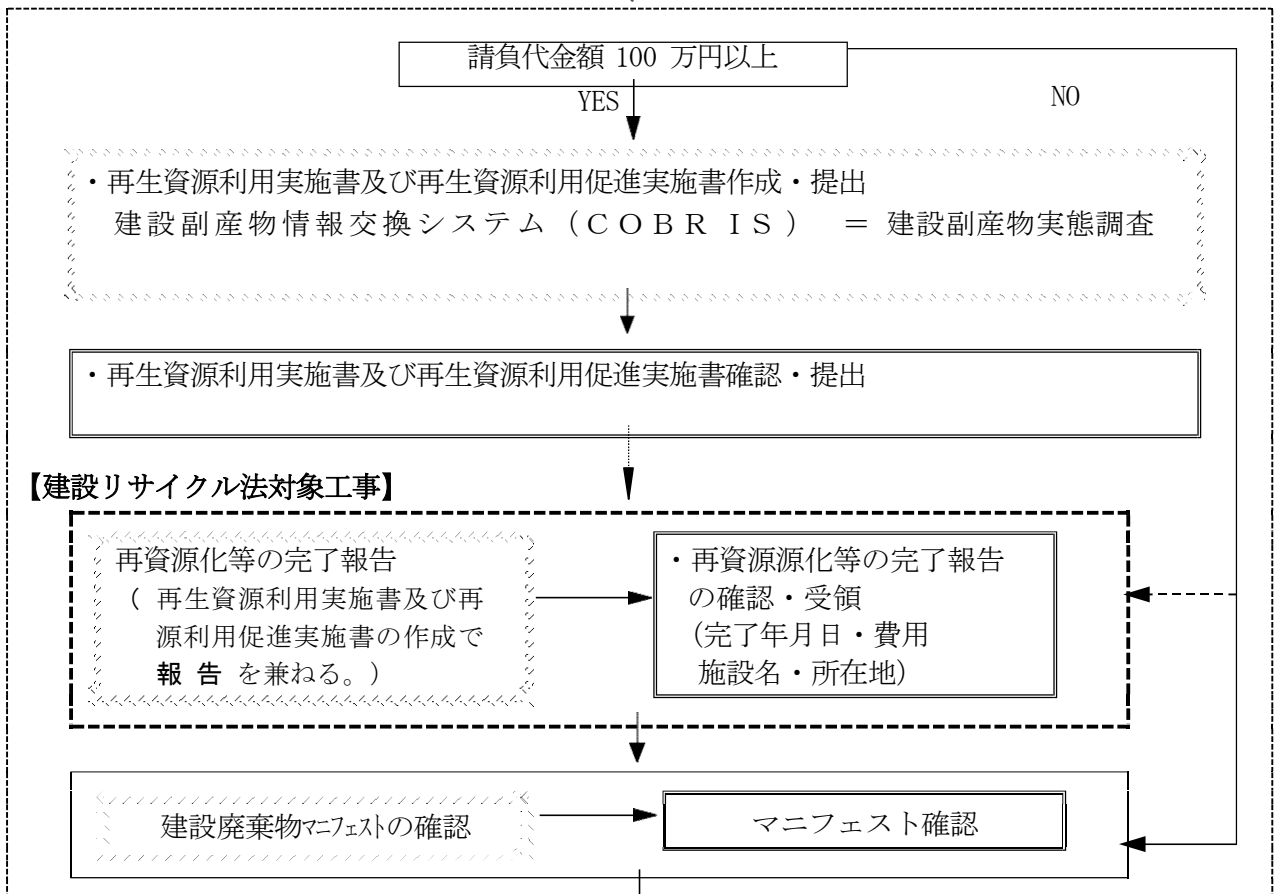
工事着手前



工事実施中【建設リサイクル法】



工事完了時



END

第 4 章 建設汚泥

4-1 建設汚泥のリサイクル

1) 基本的な考え方

(1) 現状と課題

- 建設汚泥の再資源化率等は向上しており、埼玉県においては高い水準で建設汚泥のリサイクルに取り組んでいる。
- 現状では、場外搬出量の約2%（全国5%）が最終処分であり、今後も再資源化率等を維持しつつ、更なる縮減を目指していく。
- このため、引き続き、建設汚泥の再生利用の推進に取り組む必要がある。

(2) 基本方針

- 平成18年6月に国において策定された「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」に定められた基本方針により、「発生の抑制」「再生利用の促進」「適正処理の推進」を図る。
- また、「建設汚泥再生品の積極的な利用」に努める。

※参考図書：「建設汚泥再生利用マニュアル」（編著：土木研究所）

(3) 定義

ア 建設汚泥

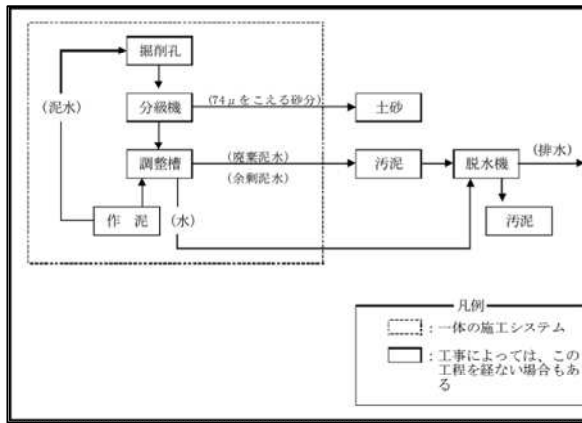
建設工事に係る掘削工事から生じる泥状の掘削物及び泥水のうち、廃棄物処理法に規定する産業廃棄物として取り扱われるもの。

イ 建設汚泥再生品

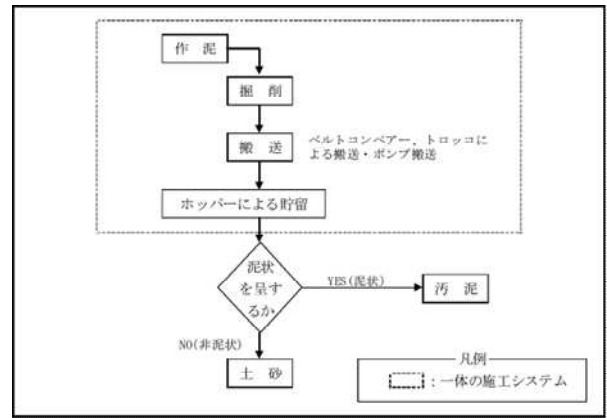
建設汚泥を改良し、再生利用できる状態にしたもの。「建設汚泥処理土」とその他の製品」とに大別される。「製品」は流通するようになったもの。

ウ 建設汚泥処理土

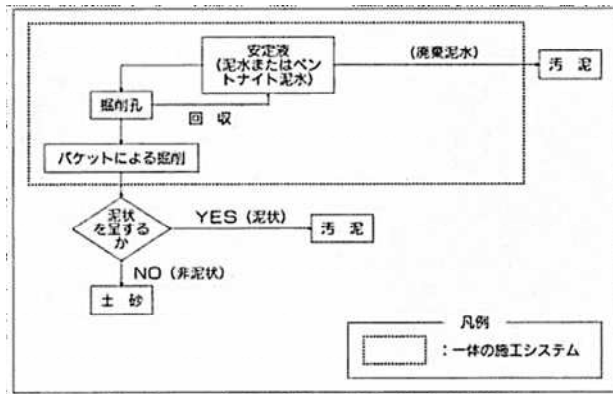
建設汚泥について脱水、乾燥、安定処理等の改良を行い、土質材料として利用できる性状としたもの。



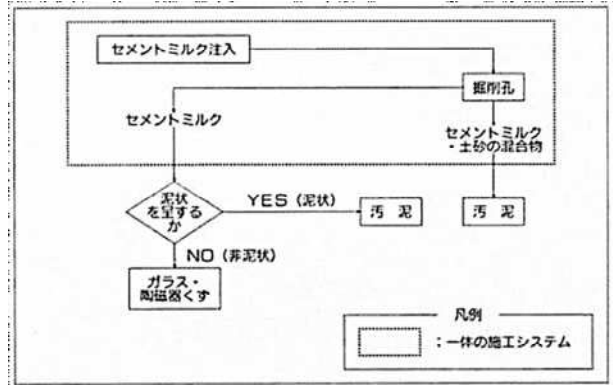
泥水循環工法の一例（泥水式シールド・リバーサーキュレーション工法等）



泥水非循環工法の一例（泥土圧シールド工法）



泥水非循環工法の一例（アースドリル工法等）



柱列式連続壁工法の一例（SMW工法等）

図 4 - 1 掘削工法における土砂と汚泥の判断

2) 具体的な取組み

基本方針

発生抑制の徹底

- ・ 泥水や安定液等を使用しない工法の採用
- ・ 断面形状の工夫による掘削土量の削減等

再生利用の促進

- ・ 現場内での再生利用が第一
- ・ 建設汚泥処理土として当該現場外で再生利用
- ・ 製品として再生利用

手続き等

自ら利用

再生利用制度の活用

有償譲渡 ※

適正処理の推進

- ・ 再生利用が困難な建設汚泥は、脱水等の削減を行った上で最終処分する

マニフェストの確認等

建設汚泥再生品の積極的な利用

- ・ 建設汚泥再生品が利用可能な工事では、積極的な利用に努める

譲渡

再資源化施設で製品化し、有価物として販売

3) 計画時

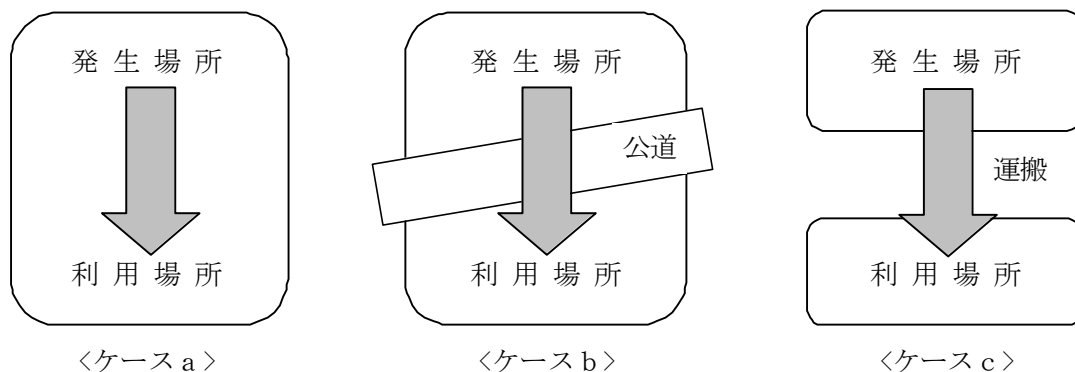
(1) 発生を抑制する工法の検討

- 工事施工方法の選定に当たって、まず、建設汚泥が発生しない工法について十分に検討する。
- 止むを得ず建設汚泥が発生する場合は、事前の土質調査や掘削方法を踏まえ、廃棄物の取り扱いや処理方法を十分に検討する。このとき、建設汚泥の適正な利用の推進を第一に考えることとし、「自ら利用」「再生利用制度の活用」「有償譲渡」の適用を検討する。
- また、計画段階からリサイクル計画書を作成し、適正な処理と有効利用を図る。

(2) 再生利用の促進、建設汚泥再生品の積極的な利用

ア 自ら利用（現場内利用）

- 発生した建設汚泥を現場内で再生利用する場合及び、排出側工事と利用側工事の受注者が同一の場合は、「自ら利用」の方策によることができる。
- 自ら利用を行う際は、県環境部への届出等の手続きは不要であるが、受注者に処理方法、利用用途等を記載した利用計画書（別冊通知集「建設汚泥の再生利用に関する実施要領について」参照）を工事着手前に作成し、着手後は、実施状況を記録させ、5年間保管することとする。なお、環境部からの求めがあれば、これを提示すること。



イ 再生利用制度

- 再生利用制度とは、廃棄物の再生利用を促進する目的で設けられた制度であり、制度は下記のとおり3分類される。

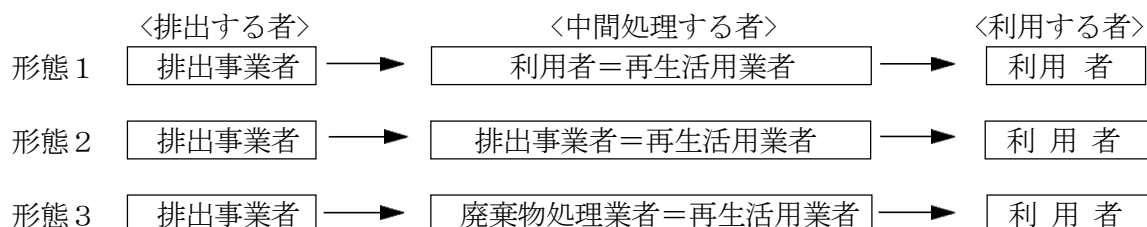
① 大臣認定制度

- 大臣認定制度とは、「環境省令で定める廃棄物の再生利用を行い、又は行おうとする者が、当該再生利用の内容が生活環境の保全上支障がないものとして環境省令及び告示で定める基準に適合している場合に、環境大臣の認定を受けることができるものとし、この認定を受けた者について、処理業の許可を受けずに当該認定に係る廃棄物の処理を業として行い、かつ処理設置の許可を受けずに当該認定に係る廃棄物の処理施設を設置することができる」こととした制度である。
- 現時点では、高規格堤防の築造材（地表から1.5m以上の深さの部分に限られる）として再生利用する場合のみに、本制度の対象となり得る。
- また、その他の主な条件として、「有害物が、土壤環境基準の溶出基準値を満たすこと」「コーン指数が400kN/m²以上または一軸圧縮強さが100kN/m²以上」が挙げられる。

② 個別指定制度

- 個別指定制度とは、再生利用されることが確実である産業廃棄物のみの処理を業として行う者を知事が指定し、産業廃棄物処理業の許可を不要とするものである。

- 県内では、平成10年度に、埼玉高速鉄道建設工事から発生した汚泥を高圧脱水処理後、改良処理し、高規格堤防の築堤工事などへ利用した事例がある。
- 個別指定を活用する場合、県産業廃棄物指導課審査担当と協議が必要である。活用にあたっては、発注者は排出事業者である受注者が決まる前から事前相談を行い、認定に要する期間の短縮に努めること。
- 他の都道府県を跨ぐ自ら利用を行う場合は、関係する都道府県等の環境部局に事前に確認を行うこと。



※埼玉県における「個別指定制度」の留意事項

- 発生する工事と利用する工事が公共工事であること。
- 汚泥及び改良土砂が、「土壌の汚染に係る環境基準」を満たすこと。また、改良土砂の溶出試験 検液の PH は5.8以上8.6以下であること。
- 改良土砂は、含水率50%以下、コーン指数400kN/m²以上、一軸圧縮強度50kN/m²以上であること。
- 発注者と改良土砂の使用者間で協定書を定めること。
- 再生利用場所の市町村長と協議し、了解を得ること。

詳しくは、「建設汚泥の再生利用指定制度の運用における考え方」（環境省平成18年7月）を参照のこと

③ 一般指定制度

- 県内等において、同一形態の取引が多数存在する場合等について、指定を受けようとする者の申請によらず、知事等が再生利用に係る産業廃棄物を特定した上で、その収集、運搬又、処分を行う者を一般的に指定するもの。
- なお、再生利用制度の適用の際にも、建設汚泥を中間処理または再生する施設のうち、表4-1の規模のものは、産業廃棄物処理施設（中間処理施設）として、知事等の設置許可が必要となる。

表4-1 産業廃棄物処理業の許可が必要な施設規模

処理施設名	規 模	備 考
汚泥の脱水施設	処理能力10m ³ /日を超えるもの (石灰で発熱、水和する施設含む)	
汚泥の乾燥施設	処理能力10m ³ /日を超えるもの (天日乾燥は100m ³ /日を超えるもの)	

ウ 有償譲渡

- 有償譲渡とは、建設汚泥処理物を他人に有償にて譲渡する行為である。
ただし、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領が無いこと、当該譲渡価格が競合する資材の価格や運送費等の諸経費を勘案しても営利活動として合理的な額であること等、その譲渡行為が経済合理性に基づいた適正な対価によるものであることが必要とされているので、十分に留意すること。
- 製品として再生利用が図られるよう、確実かつ適正な製品化及び販売を行っている再資源化施設へ搬出すること。

※ 建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断基準（平成 17 年 7 月 25 日 環境省産業廃棄物課長通知）

- ①物の性状：利用用途に要求される品質を満たし、かつ生活環境保全上の支障が生じるおそれがない。
- ②排出の状況：適正な再生利用のための需要に沿った計画的なものである。
- ③通常の取扱い形態：建設資材としての市場が形成されている。
- ④取引価値の有無：当事者間で有償譲渡されており、当該取引に客観的な合理性があること。
- ⑤占有者の意思：自ら利用し、または有償で譲渡しようとする客観的要素からみて社会通念上合理的に設定しうる占有者の意思がある。

(3) 再生利用が図れない場合の適正処理

自ら利用や再生利用制度等によっても再生利用ができない建設汚泥については、現場内もしくは中間処理施設にて必ず廃棄物処理法の処理基準に基づく脱水等の縮減を行った上で最終処分すること。

また、建設汚泥は産業廃棄物であることから、運搬や処分を委託する場合は、運搬については産業廃棄物収集運搬業者に、処分については産業廃棄物処分業者に委託しなければならない。処分後は、受注者に廃棄物処理法の規定によるマニフェストを確認させるとともに、発注者に提示させ確認すること。

(4) その他

ア 建設汚泥処理土利用技術基準

- 建設汚泥の処理土の土質特性に応じた区分基準及び各々の区分に応じた適用用途標準が示されており、建設汚泥を建設資材（土質材料等）として盛土等に再生利用する場合に適用する（別冊 通知集 参照）。

イ マニフェスト（産業廃棄物管理票）

- 自ら利用や再生利用制度を活用した場合は、マニフェストの交付は不要とされているが、中間処理や収集運搬を他者に委託する場合には最終的な搬出先、運搬量等を記載した伝票を受注者に作成させるとともに、発注者に提示させ確認すること。

4) 設計・積算時

(1) 現場内での再利用の検討

(2) リサイクル計画書（積算段階）の作成・報告

(3) リサイクル阻害要因報告書の作成・報告

- 設計者は、リサイクルの状況を把握し、より一層の推進に向けた検討・調整を行うため、大規模工事等では、必要に応じて、リサイクル計画書（積算段階）及びリサイクル阻害要因

説明書を設計前に作成し、施工監理グループ（県土整備事務所以外は担当部長）に当該工事のリサイクル状況を説明して承諾を受けるものとする。（市町村発注工事の説明・承諾は、各自治体の専決規則等に基づくものとする。）

（作成書類）

- ・リサイクル計画書（積算段階）
- ・リサイクル阻害要因説明書

（3）設計・積算の考え方

ア 自ら利用、再生利用制度による工事間利用

- ・建設汚泥の処分方法は、指定処分を原則とする。
- ・受入工事、再生方法、要求品質、施工管理等を設計図書（特記仕様書等）に明示すること。

イ 再資源化施設へ搬出し、再生利用を促進する

- ・再資源化施設へ搬出する場合は、最も経済的な〔運搬費＋処理費（持込料）〕施設を想定することを原則とする。なお、積算上の条件設定であり、施設を指定するものではない。
- ・想定する再資源化施設、処分条件、運搬距離等を設計図書（特記仕様書等）に明示すること。

（4）留意事項

ア 受入先の条件

- ・設計者は、設計・積算に当たり、再資源化施設の処理能力、受入時間、受入条件等に十分留意する。

イ 運搬費、処理費等

- ・自ら利用、再生利用制度の場合は、必要に応じ、運搬費、改良費、保管等の費用を計上する。
- ・再資源化施設へ搬入する場合は、運搬費、中間処理費（持込料）を計上する。

ウ 設計変更

- ・再資源化施設へ搬入する場合は、積算で想定した施設と、受注者が実際に搬入した施設が異なる場合は、設計変更の対象とすることができる。
- ・数量変更は、設計変更の対象とする。

エ 再資源化施設の選定

- ・再資源化施設の選定に当たっては、埼玉県環境部産業廃棄物指導課等のホームページで産業廃棄物処分業者の許可業者名簿中の「汚泥」の許可を得ている施設から選定する。
- ・中間処理を行っている許可業者のうち「再資源化」の内容や処理能力に差異があるため留意されたい。

カ 建設発生土情報交換システム

- ・利用工事の検索に当たっては、建設発生土情報交換システム（（一財）日本建設情報総合センター（JACIC））を積極的に活用する。

5) 工事着手前

（1）受注者による「自ら利用（発生現場外）」の提案

- ・ 受注者より、自ら利用（発生現場外）の提案があった場合には、建設汚泥の再生利用に関するガイドラインに則り、建設汚泥再生利用計画書（自ら利用）を作成させ、発生側工事、利用側工事が双方で確認をすること。

(2) 受注者に対して処分業者等との建設廃棄物処理委託契約の締結の指示

(3) 上記の建設廃棄物処理委託契約の確認

- ・ 監督員は、建設廃棄物（建設汚泥）の処理に当たり、排出事業者（受注者）が再資源化施設と建設廃棄物処理委託契約を締結するよう指示し、建設廃棄物処理委託契約書の内容を確認する。
- ・ また、施工計画書において、建設廃棄物処理計画を作成させる。
- ・ なお、収集運搬業務を委託する場合は、排出事業者（受注者）が、収集運搬業者及び再資源化施設業者と建設廃棄物処理委託契約をそれぞれ別に締結するよう指示し、内容を確認する。なお、収集運搬業者と再資源化施設業者が同一の場合は、建設廃棄物処理委託契約は一つの契約とすることができる。

(4) 受注者から再生資源利用促進計画書の確認、受領

- ・ 監督員は、請負金額が100万円以上の工事については、「再生資源利用計画書」「再生資源利用促進計画書」の作成を受注者に指示し、内容を確認する。
- ・ また、計画の現場掲示を確認する。

6) 工事完了時

(1) 受注者からの再生資源利用促進実施書の確認、受領

- ・ 監督員は、請負金額が100万円以上の工事については、工事完了時に「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」及び「工事登録証明書」（COBRIS で入力したことの証明）の作成・提出を受注者に指示し、内容を確認する。

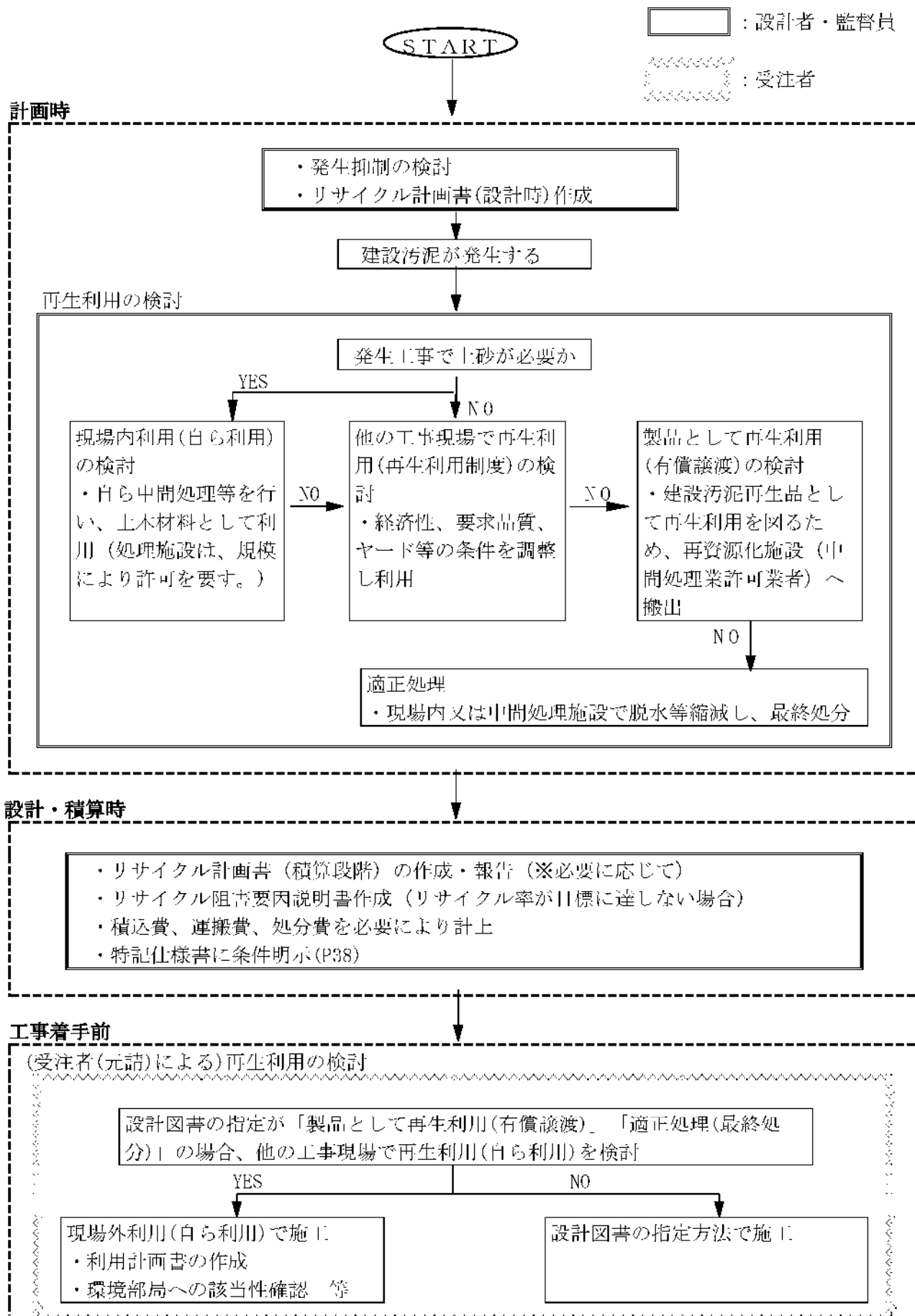
(2) 建設廃棄物マニフェストの確認

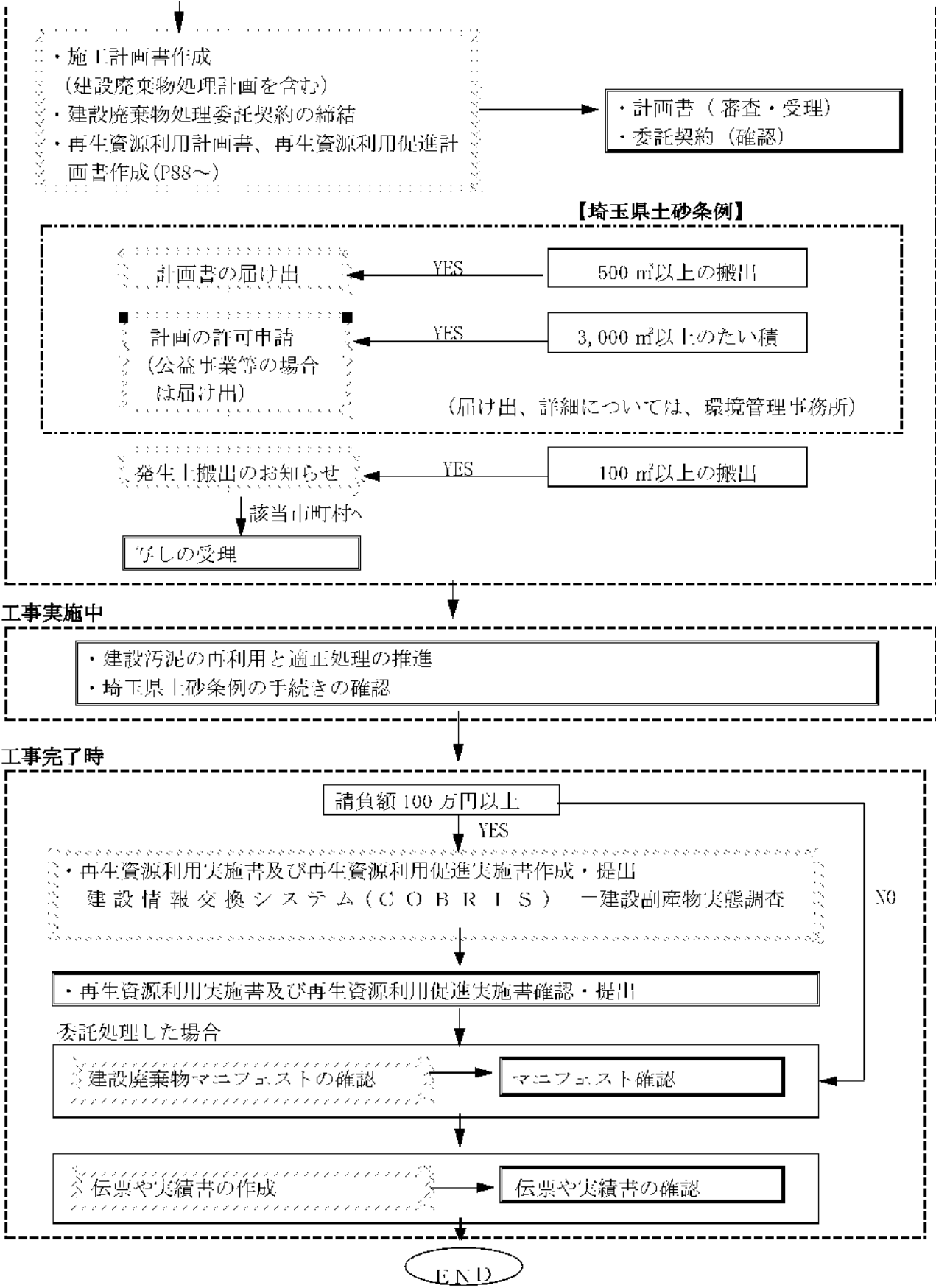
- ・ 紙マニフェスト使用を使用する場合
監督員は、建設廃棄物（建設汚泥）の処理を委託した場合、その適正な処理を確認するため、マニフェストシステムによるA票、B2票、D票、E票の提示を求め、処理状況を確認する。また、受注者は工事検査時にマニフェスト原本を提示しなくてはならない。なお、マニフェスト原本は受注者が保存し、保存期間は、廃棄物処理法上5年間となっている。
- ・ 電子マニフェスト使用を使用する場合
監督員は、建設廃棄物（アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材）の処理を委託した場合、その適正な処理を確認するため、電子マニフェストシステムから出力される「受渡確認票」及び「一覧表」の提示を求め、処理状況を確認する。また、受注者は工事検査時に「受渡確認票」及び「一覧表」を提示しなくてはならない。なお、マニフェストデータは情報処理センター（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター）が保存するため、受注者の保存は不要となる。

(3) 自ら利用や再生利用制度における実績等の確認

- ・ 自ら利用や再生利用制度を活用した場合には、マニフェストの交付は不要とされているが、中間処理や収集運搬を委託する場合には、建設汚泥の再生利用に関するガイドラインに則り、受注者に、最終的な搬出先や運搬量等を記載した伝票を作成させ、提示させること。
- ・ また、併せて、建設汚泥再資源化等実績書を作成させ、委託契約書の写しとともに提出させること。

4-2 建設汚泥搬出フロー





第5章 特記仕様書等

5-1 特記仕様書記載例（共通部分）

〇〇〇〇工事特記仕様書

（趣旨）

第1条 この特記仕様書は、埼玉県土木工事共通仕様書に定めるもののほか、工事に関し必要な事項を定めるものとする。

（適用）

第2条 この特記仕様書は、次の工事に適用する。

- ・工事名 〇〇〇〇工事
- ・工事箇所 〇〇市〇〇地内

（共通事項）

第3条 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」等に基づき、次の対象工事について、工事着手前に本工事に係る「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」及び「工事登録証明書」を建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成し、施工計画書に含め各1部提出する。また、工事完成後速やかに計画の実施状況（実績）について、「再生資源利用実施書」・「再生資源利用促進実施書」及び「工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を保存する。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画・再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

- 再生資源利用計画書（実施書）の作成対象工事（下記のいずれかに該当する工事）
 - ① 500 m³以上の土砂を搬入する工事
 - ② 500 t以上の砕石を搬入する工事
 - ③ 200 t以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事
 - ④ 最終請負金額100万円以上の工事
- 再生資源利用促進計画書（実施書）の作成対象工事（下記のいずれかに該当する工事）
 - ① 500 m³以上の建設発生土を搬出する工事
 - ② アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、及び建設発生木材の合計で200 t以上搬出する工事
 - ③ 最終請負金額100万円以上の工事

2 受注者は、施工計画書に建設廃棄物の処理計画を添付する。なお、建設廃棄物の処分にあたり、排出事業者は処理業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付する。

また、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処

理委託契約を締結する。

- 3 排出事業者が建設廃棄物の処理を委託する場合には、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより管理しなければならない。

ア 紙マニフェストの場合は、建設系廃棄物マニフェストA票、B2票、D票、E票を監督員に提示し、確認を受ける。また、工事検査時には原本を提示しなければならない。

イ 電子マニフェストの場合は、マニフェスト情報登録証明、受渡確認票を監督員に提示し、確認を受ける。また、工事検査時には受渡確認票及び一覧表を提示しなければならない。

※（建設発生土の搬出・利用）

第4条 （5-2 特記仕様書（建設発生土）の①～③から選択する）

※（建設汚泥の搬出利用）

第4条 （5-3 特記仕様書（建設汚泥）の①～④から選択する）

（建設廃棄物の再資源化等）

第5条 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づいて、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）の分別解体等及び再資源の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等については設計図書に、再資源化については以下の積算条件を設定しているが、費用等については契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

- 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種	施設の名称	所在地
コンクリート	〇〇プラント	〇〇県〇〇市〇-〇-〇
アスファルト	△△プラント	〇〇県△△市〇-〇-〇
木材	□□プラント	〇〇県□□市〇-〇-〇

※上記は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。ただし、原則として再生資源化施設へ搬出すること。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。

- その他

※仮置き等必要条件があれば記載する。

- 2 受注者は、契約前に「分別解体等の計画等」について、文書で発注者に説明するものとする。
3 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18

(建設発生土の搬入)

第4条 本工事の盛土に使用する土砂は、〇〇市〇〇地内 〇〇〇工事から運搬された建設発生土を利用することとし、原則として運搬に要する費用は、発生側の負担とする。

5-3 特記仕様書記載例 (建設汚泥)

(関係法令の遵守)

第4条 産業廃棄物たる建設汚泥の取り扱いに当たっては産業廃棄物処理法等の関係法令を遵守するとともに、実際の運用に当たっては以下の通知類も遵守する。

- ・建設汚泥の再利用に関するガイドライン

(平成18年6月12日 国官技第46号、国官総第128号、国営計第36号、国総事第137号)

- ・建設汚泥の再利用に関する実施要領

(平成18年6月12日 国官技第48号、国官総第131号、国営計第38号、国総事第21号)

- ・建設副産物適正処理推進要綱

(平成14年5月30日 国官技第122号、国総事第21号、国総建第137号)

- ・建設リサイクルガイドライン

(平成14年5月30日 国官技第41号、国官総第123号、国営計第25号、国総事第20号)

- ・リサイクル原則化ルール

(平成18年6月12日 国官技第47号、国官総第130号、国営計第37号、国総事第20号)

- ・建設汚泥処理土利用技術基準

(平成18年6月12日 国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号)

- ・公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領【土木】

(平成14年5月30日 国官技第44号、国官総第127号) 公共

- ・建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領【営繕】

(平成14年5月30日 国営計第28号)

- ・建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針

(平成17年7月25日 環廃産発第050725002号)

① 現場内利用 (自ら利用)

(建設汚泥の現場内利用)

第4条-1 本工事から発生する建設汚泥は、下記に示す品質に処理し、「自ら利用」により本工事現場内において利用するものとする。

なお、利用手続き等は監督員の指示による。

ア 産業廃棄物の種類及び土量 建設汚泥 〇〇m³

イ	再利用の目的	建設汚泥を改良して〇〇の材料として利用
ウ	施設の種類、処理能力等	フィルタープレス、処理能力〇〇m ³ /日
エ	施設の方式、構造等の概要	(具体的な処理方法を記載する。)
オ	要求品質	「土壌の汚染に係る環境基準」を満たすこと。 PH は、5.8 以上 8.6 以下であること。 含水比 50%以下, コーン指数 400KN/m ² 以上, 一軸圧縮強度 50KN/m ² 以上であること(利用側工事の要求品質を記載)
カ	施工管理	建設汚泥の性状の分析等を行う。 騒音、振動粉じん、排水等について生活環境の保全に支障を生じないように計画、管理する。
キ	保管方法	建設汚泥処理土は計画的に生産し、ストックヤード [※] において計画保管量を超えないように管理する。
ク	手続き等	「建設汚泥の再利用に関するガイドライン」及び「建設汚泥の再利用に関する実施要領」に基づき行うこと。

※上記に記載した項目については、例を示したものであるもので、実際の発注に当たっては、発注前段階で環境部局及び受入者と決定した必要な事項等を記載する。

② 個別指定制度による工事間利用（発生現場での改良の場合）

（個別指定による工事間利用）

第4条-1 本工事から発生する建設汚泥は、本工事で要求品質に改良し、「個別指定制度」による工事間利用により下記の工事に搬出するものとする。

なお、利用手続き等は監督員の指示による。

ア	受入側工事	〇〇市〇〇地内 〇〇〇工事
イ	産業廃棄物の種類及び土量	建設汚泥 〇〇m ³
ウ	再利用の目的	建設汚泥を改良して〇〇の材料として利用
エ	施設の種類、処理能力等	フィルタープレス、処理能力〇〇m ³ /日
オ	施設の方式、構造等の概要	(具体的な処理方法を記載する。)
カ	要求品質	「土壌の汚染に係る環境基準」を満たすこと。 PH は、5.8 以上 8.6 以下であること。 含水比 50%以下, コーン指数 400KN/m ² 以上, 一軸圧縮強度 50KN/m ² 以上であること(利用側工事の要求品質を記載)
キ	施工管理	建設汚泥の性状の分析、計量を行い、脱水施設の処理能力を超えないように投入する。 改良後の建設汚泥処理土の性状の分析等を行う。 騒音、振動粉じん、排水等について生活環境の保全に支障を生じないように計画、管理する。

ク 保管方法	建設汚泥処理土は計画的に生産し、ストックヤードにおいて計画保管量を超えないように管理する。
ケ 手続き等	「建設汚泥の再利用に関するガイドライン」及び「建設汚泥の再利用に関する実施要領」に基づき行うこと。

※上記に記載した項目については、例を示したものであるもので、実際の発注に当たっては、発注前段階で環境部局及び受入者と決定した必要な事項等を記載する。

- 2 受注者は、規定様式により搬出前に搬出先市町村の建設発生土担当窓口あてに「建設発生土（建設汚泥）の搬出のお知らせ」を郵送・FAX等で提供し、その写しを監督員に提出する。

③ 再資源化施設（中間処理業許可業者）による工事間利用

（再資源化施設による工事間利用）

第4条-1 本工事から発生する建設汚泥は、再資源化施設にて土質改良し、工事間利用により下記の工事に搬出するものとする。受注者が別の施設を選定する場合には、事前に監督員の承諾を得る。

なお、利用手続き等は監督員の指示による。

ア 受入側工事	〇〇市〇〇地内 〇〇〇工事
イ 産業廃棄物の種類及び土量	建設汚泥 〇〇m ³
ウ 再利用の目的	建設汚泥を改良して〇〇の材料として利用
エ 再生資源化施設	〇〇市〇〇地内 (株)〇〇再生資源化プラント
オ 搬出条件	昼夜間の別、大型車規制、伝票の使用等
カ 要求品質	「土壌の汚染に係る環境基準」を満たすこと。 PH は、5.8 以上 8.6 以下であること。 含水比 50%以下, ユーン指数 400KN/m ² 以上, 一軸圧縮強度 50KN/m ² 以上であること(利用側工事の要求品質を記載)
キ 搬出調整	建設汚泥処理土の搬出に際し、受入側工事の請負者と綿密に調整すること。

- 2 受注者は、規定様式により搬出前に搬出先市町村の建設発生土担当窓口あてに「建設発生土（建設汚泥）の搬出のお知らせ」を郵送・FAX等で提供し、その写しを監督員に提出する。

④ 再資源化施設（中間処理業許可業者）の利用

（再資源化施設の工事間利用）

第4条-1 本工事から発生する建設汚泥は、再資源化施設へ搬出し、資源リサイクルの促進に努めるものとする。受注者は、別の施設を選定する場合には、事前に監督員の承諾を得る。

なお、利用手続き等は監督員の指示による。

- ア 産業廃棄物の種類及び土量 建設汚泥 ○○m³
イ 再生資源化施設 ○○市○○地内 (株)○○再生資源化プラント
オ 搬出条件 昼夜間の別、大型車規制、伝票の使用等

- 2 受注者は、本工事から発生する建設汚泥について、「自ら利用」による「現場内利用」又は「工事間利用（利用側工事と元請業者が同一）」について検討を行い監督員に提案すること。
- 3 受注者は、規定様式により搬出前に搬出先市町村の建設発生土担当窓口あてに「建設発生土（建設汚泥処理土）の搬出のお知らせ」を郵送・FAX等で提供し、その写しを監督員に提出する。

⑤ 個別指定制度による受入

（個別指定による受入）

第4条-1 本工事で使用する土質材料は、下記の工事より発生した建設汚泥を改良した建設汚泥処理土を「個別指定制度」により受け入れて使用するものとする。

なお、利用手続き等は監督員の指示による。

- ア 受入側工事 ○○市○○地内 ○○○工事
イ 利用用途 道路用盛土の路体として利用
ウ 要求品質 「土壌の汚染に係る環境基準」を満たすこと。
PH は、5.8 以上 8.6 以下であること。
含水比 50%以下, ヨーン指数 400KN/m²以上, 一軸圧縮強度 500KN/m²以上であること。(利用側工事の要求品質を記載)
エ 搬入条件 昼夜間の別、大型車規制、伝票の使用等
オ 受入調整 建設汚泥処理土の搬出に際し、受入側工事の請負者と綿密に調整すること。

5-4 特記仕様書記載例（舗装版切断時に発生する濁水の処理）

（趣 旨）

第1条 この特記仕様書は、埼玉県土木工事共通仕様書に定めるもののほか、アスファルト舗装版切断時に発生する濁水（以下「濁水」という。）の処理に関し必要な事項を定めるものである。

（適 用）

第2条 この特記仕様書は、次の工事に適用するものとする。

- ・工事名 ○○○○○工事

別表「濁水処理量の算定」により算出。

(濁水の処理)

第3条 受注者は、回収した濁水を次のとおり処理するものとする。

- ・ 種類及び処理量 汚泥（油分を含む汚泥）、○○. ○m³
- ・ 中間処理施設 ○○市○○地内、(株)○○○○
- ・ 処理方法 { 中間処理後、最終処分場に搬入（処理に焼却含まず）
or
中間処理後、最終処分場又はセメント工場に搬入
（処理に焼却含む）

別添資料「アスファルト舗装版切断時に発生する濁水の受入れ施設（参考）」より中間処理施設を選定し、その処理方法を選択する。

2 受注者は、別の中間処理施設を選定する場合には、事前に監督員と協議するものとする。

(共通事項)

第4条 受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥（油分を含む汚泥）として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。

- 2 受注者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならないものとする。
- 3 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。
- 4 受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）により管理するものとする。

(提出書類等)

第5条 受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と第4条第2項及び第3項に基づき締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。

(その他)

第6条 濁水処理量については、舗装版の切断延長や切断厚が変わった場合を除き、原則として設計変更の対象としないものとする。

2 受注者は、舗装版切断時に濁水を生じない工法を使用する場合には、事前に監督員と協議するものとする。

3 この特記仕様書に疑義等が生じた場合については、別途監督員と協議するものとする。

5-5 建設リサイクル法に伴う標準請負契約書

※ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合

埼玉県建設工事標準請負契約書

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 工 期
年 月 日から
年 月 日まで

4 工事を施工しない日

工事を施工しない時間帯

[注] 工事を施工しない日又は時間帯を定めない場合は削除。

5 請負代金額 金
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) 金

6 契約保証金

7 前 払 金 金

8 部分払の請求回数 回以内

9 解体工事等に要する費用等

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律104号）第13条第1項の規定に基づく解体工事に要する費用等の記載については、別添（法律第13条に基づく書面）のとおりとする。

10 その他特定条件

上記の工事について、発注者埼玉県と受注者 は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所
氏名
受注者 住所
氏名

印

印

5-6 建設リサイクル法に係る注意事項

1) 対象建設工事

特定建設資材（コンクリート、コンクリートと鉄から成る建設資材、木材、アスファルトコンクリート）を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が下表の基準以上のものとする。

対象建設工事の種類	規模の基準
建築物の解体	床面積の合計 80㎡以上
建築物の新築・増築	床面積の合計 500㎡以上
建築物の修繕・模様替え(リフォーム等)	請負代金の額(消費税含む) 1億円以上
建築物以外のものの解体・新築等(土工等)	請負代金の額(消費税含む) 500万円以上

2) 説明

落札者は、契約前に特定建設資材の分別解体等の方法について記載した資料「分別解体等の計画等」（別表1～3）を作成し、発注者に説明しなければならない。

3) 契約

落札者は、建設リサイクル法第13条及び「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」（平成14年3月5日国土交通省令第17号。）第4条に基づき、以下の項目を記載した「法律第13条に基づく書面」を作成し、発注者に提出しなければならない。

なお、提出された書面は工事請負契約書に綴りこむものとする。

- ・ 分別解体等の方法
- ・ 解体工事に要する費用
- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

4) 書面による報告

受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づき、以下の事項等を「再資源化等報告書」に記載し、発注者に報告しなければならない。

- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地

- 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

また、受注者は同条第1項に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。なお、資源有効利用促進法等に基づく再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成している場合は、これをもって報告に代えることができる。

5) 留意事項

- 工事の施工に当たっては、「彩の国建設リサイクル実施指針」を遵守すること。
- 建設リサイクル法の取扱は、「建設リサイクル法の工事届出の手引き」を参照のこと。